

一般会計予算・決算審査特別委員会記録【速報版未校正】

○招集日時 令和6年 9月17日(火) 午前 9時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員	長	佐藤隆治
副委員	長	山野井隆
委員		長塚美雪
	〃	岡口すみえ
	〃	古谷貴子
	〃	杉山尊宣
	〃	海東一弘
	〃	久保田真澄
	〃	関川翔
	〃	遠山智恵子

○欠席委員 なし

○委員外議員 根岸裕美子

○出席説明員

総務部長	吉田文彦
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
福祉部長	鈴木文江
建設部長	渡来真一
都市整備部長	浅野和生
教育部長	井橋貞夫
建設部次長	森川和典
都市整備部次長	稲葉克彦
教育次長	斉藤理昭
教育次長	直井徹
総務課長	松崎剛
財政課長	谷池公治
管理課長	山田哲也
排水対策課長	飯塚稔

水とみどりの課長	蛭原一雄
都市計画課長	大久保益雄
建築指導課長	田中健士
保健給食課長	大野篤彦
指導課長	丸山信彦
教育総合支援センター長	笠井博貴
生涯学習課長	塚本豊康
子ども青少年課長	長塚逸人
図書館課長	樋口康代
道路建設課副参事	星加英利
水とみどりの課副参事	仁杉繁隆
財政課長補佐	鈴木健太
管理課長補佐	今井正人
管理課長補佐	鈴木克哉
管理課長補佐	由良範彦
排水対策課長補佐	佐藤弘尚
都市計画課長補佐	高橋恭平
都市計画課長補佐	石井豪
建築指導課長補佐	押山晶子
教育総務課長補佐	文随正和
学務課長補佐	櫻井裕也
保健給食課長補佐	横島信吾
指導課長補佐	宮國泰人
指導課長補佐	若泉裕子
教育総合支援センター 課長補佐	唐口薫
生涯学習課長補佐	大久保誠曜
子ども青少年課長補佐	蛭田暁
図書館課長補佐	渡辺英紀
○職務のため 議 長	岩澤信

出席した者 議 会 事 務 局 長 前 野 拓
議 会 事 務 局 長 補 佐 小 笠 原 一 裕

○付 託 事 件 認定第 1 号 令和 5 年度取手市一般会計決算の認定について

○調 査 事 件 (1) 委員間討議(総括質疑事項の件)

○審査の経過

午前 9 時 00 分開議

○佐藤委員長 ただいまの出席委員数は 10 名。定足数に達してしますので会議は成立します。

ただいまから一般会計予算・決算審査特別委員会を開きます。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから 2 種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

ここで、発言の訂正を求められております。

関川委員。

○関川委員 おはようございます。1 件、発言の訂正をお願いしたいと思っております。9 月 13 日、1 日目の第 3 款、民生費、ひきこもり対策推進事業に要する経費、質疑通告書の②番の私の発言の中で、「B 型就労支援」という発言があったんですが、これを「A 型就労支援」に訂正をお願いさせていただきます。

○佐藤委員長 委員長はこれを認めます。

それでは先週に引き続き、認定第 1 号、令和 5 年度取手市一般会計決算の認定についてを審査いたします。この議題については説明を省略することが決まっております。

これから質疑を行います。一般会計決算に対する質疑については、事前通告することとなっております。質疑は議題に対して疑義をたずねるために行う発言です。

委員各位に申し上げます。質疑は簡単明瞭に行い、議題外にわたる発言や要望、お願いや各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は慎んでいただくよう、あらかじめ申し上げます。また、質疑に当たっては、決算書または決算報告書等の当該ページを述べてから質疑願います。さらに、この委員会における質疑時間は、1 議題につき質疑時間のみ 8 分以内となります。残り時間が 3 分となりましたらベルを 1 回鳴らします。また、残り時間が 1 分でベルを 2 回鳴らします。質疑時間がなくなりましたらベルを 3 回鳴らしますので、御承知おき願います。なお、この質疑については、答弁を聞いて質疑への疑義が残った委員から、議論を深める質疑が認められております。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、これから、認定第 1 号のうち、教育費について質疑通告の順に質疑を行います。9 人の委員から通告がありました。

まず最初に、関川委員。

○**関川委員** 改めてましておはようございます。関川です。よろしくお願いたします。教育費の決算書 409 ページ、報告書 213 ページです。給食運営に要する経費、3 億 1,179 万 1,892 円のところです。学校給食調理業務委託料 1 億 2,071 万 700 円があり、小学校 7 校とありますが、これは、委託業者は 1 者なのか複数者なのか、お伺いさせていただきます。

○**佐藤委員長** 大野課長。

○**大野保健給食課長** 保健給食課、大野です。関川委員の御質疑にお答えいたします。令和 5 年度につきましては、小学校 7 校で委託業者 5 者が給食調理業務に当たっていただきました。以上です。

○**佐藤委員長** 関川委員。

○**関川委員** ありがとうございます。それでは、委託——業務委託の契約期間というのは何年なのか、また業者はどのように決定してるのかお伺いします。

○**佐藤委員長** 大野課長。

○**大野保健給食課長** お答えいたします。給食調理業務委託につきましては、契約期間を 2 年としております。学校ごとに偶数年度と奇数年度で指名競争入札を行い、委託業者を決定しております。この指名競争入札につきましては、予定価格により指名業者数が異なりますが、近年では 1 校の調理業務委託に対しまして、7 者から 8 者を指名しているような状況となっております。以上です。

○**佐藤委員長** 関川委員。

○**関川委員** 分かりました。ありがとうございます。例えば、学校給食に異物が混入していたということが発覚した場合というのは、学校現場での対応というのはどういうものになるのか、お伺いします。

○**佐藤委員長** 大野課長。

○**大野保健給食課長** お答えいたします。異物混入発生時の対応といたしましては、異物の種類や児童生徒の健康への影響の大きさなどにより、ケース・バイ・ケースな部分がございます。金属片等の危険異物が児童生徒の給食喫食中に発見されたケースを例として御説——御説明いたしますと、教室内で異物混入が発覚した場合、直ちに担任の先生から学校長などに報告され、全クラスにおきまして可能な限り当該献立の喫食を中止するよう周知いたしまして、被害の拡大を防いでおります。同時に、異物を口にしてしまった児童生徒にけがや体調不良といった症状がないか確認するほか、当該児童生徒の保護者へ連絡し、状況を説明いたします。併せて、保健給食課への報告と対応について協議することとなっております。以上です。

○**佐藤委員長** 関川委員。

○**関川委員** ありがとうございます。それでは、そういった報告を受けた担当課の保健給食課はどのような初動対応を行うのか、お伺いします。

○**佐藤委員長** 大野課長。

○**大野保健給食課長** お答えいたします。学校長等から報告を受けました私たちの保健給食課なんですけれども、まず、県南教育事務所、それと県の保健体育課に対し、事案発生

の概要等を指定様式に記載の上、第一報として報告し、また、併せて同時に竜ヶ崎保健所に対しても状況を報告しております。報告を受けた竜ヶ崎保健所ですが、保健所の担当職員による調理室の現場確認がまず行われます。現場には保健給食課担当者・学校関係者・調理業務業者の責任者、また調理員などが立会いの下、原因の究明を目的とした調理員からの聞き取りや現場検証を実施しております。また、原因が判明しなかった場合でも、竜ヶ崎保健所からは、現況を確認した上で混入異物の可能性がある物品の例示や異物混入防止に向けた指導・助言を受けて、その後の対応につなげております。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。7月に小学校の給食で異物購入という事例があったようですが、今後の対応をお伺いします。

○佐藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 決して起こしてはいけない異物混入なんですけれども、先ほど関川委員のお話にもありましたように、今年度も残念ながら7月17日に、市内小学校におきまして危険異物の混入事案が発生してしまいました。この事案につきましては、議長を通して議員の皆様方に状況の報告をさせていただいたところです。この事案につきましては、保健所からの指導によりまして、調理業務委託業者及び調理従事者に、日常的に必ず使用前後の点検及び記録の確実な実施、調理に使用しない劣化した器具等の撤去を徹底するよう指導したところです。また、当該校以外におきましても、劣化した調理器具を使用していないか再確認し、不良な器具が発見された場合は保健給食課に申し出るよう周知し、早急に交換することといたしました。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。では次に、調理業務委託業者への対応というのはどういうふうにされたのか、お伺いします。

○佐藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。調理従事者への対応は先ほどのお話のとおりとなりますけれども、当該調理業務委託業者の責任者に対しましても、異物混入等の給食事故防止のため、口頭及び文書による注意喚起を改めて行っております。今後も各小中学校の調理業務委託業者及び市の調理従事者に対しまして、給食調理——給食調理室内の日常的な点検の徹底を図り、再発防止に努めるよう指導・周知してまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。今回の7月の件は、私も詳細聞いたら、100%その委託業者が悪いというわけではなく、ちょっと原因不明というところで、またこれ別の話なんです。もし指定会社が——の原因で何か異物が混入してしまった場合、次の入札のときにそういうことがしっかり加味されて、例えばその業者、マイナスポイントから入札入れますよとか、そういったことをしっかり加味して入札ができているのか、お伺いします。

○佐藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。現在、異物混入事案を発生した調理業務委託業

者に対しての何らかのペナルティという御質疑かと思えます。この異物混入に関しましては複合的な要因が多く、必ずしも調理業務委託業者だけの責任となるわけではございません。ただ、重大な過失が——起こしてしまった調理業務委託業者に対しましては、今後、近隣自治体の事案などを参考にいたしまして、調査を続け、検討してまいりたいと思えます。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。決算ということで、しっかりお金が使われたか、そして次の予算に生かしていかないといけないと思ってます。しっかりしていただきたいと思えます。この給食というのは、やはり子どもの健康とか安全を細心の注意を払って守るもので、子どもの成長にも大変つながるものだと思います。だからこそ、予算としても1億2,000万という大きな規模になってるんだと思います。また、昨今では給食費無料化、これが全国的に進んでいるところでございますが、やはりこういった事例が多々あると、なかなか前向きに取り組んでいきづらくなってしまおうと思えます。ぜひ、調理業務委託業者には再度、徹底管理を指導していただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。以上で終わります。

○佐藤委員長 次に、古谷委員。

○古谷委員 おはようございます。古谷でございます。よろしくお願ひいたします。私のほうからは、報告書207ページ、土曜日学習支援事業に要する経費について御質疑させていただきます。この支援——支援事業に関して、過去の参加人数の御資料を頂きました。ありがとうございます。資料を頂きましたが、年々減少しているように思えます。塾などに通っていらっしゃる児童も多くいらっしゃると思えますが、この事業の目的と効果をお願ひいたします。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山でございます。よろしくお願ひいたします。古谷委員の御質疑に答弁させていただきます。土曜日学習支援事業につきましては、平成29年より小学校5・6年生の希望者を対象に行っていました。子どもたちに学習の習慣を身につけさせ、学力向上を図ることを目的に、土曜日に学習する場所を提供し、つまずきのある児童に助言する学習支援員と高校生ボランティアを配置してまいりました。児童は授業を受けるのではなく、学校の宿題やドリル、問題集など、児童が自分で持参した課題に自主的に取り組んでおりました。以上でございます。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。この土曜日学習支援はすごく大切な事業だと思いますが、毎週行っているのでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。毎週ということではなくて、年間を通じて10月から2月ぐらいにかけて、その時期、毎週土曜日行ってきたという経緯でございます。年度当初は6月から2月までで隔週で行っておりました。それを変更して、10月から集中して毎週でというような形で行ってまいりました。以上でございます。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。この資料を拝見させていただきますと、利用者は本当に減少しているというのが現状だと思いますが、この事業に対する今後の見通しをお伺いいたします。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。土曜日学習支援事業は、タブレット端末の活用により代替できると考えました。この新しい時代を生きる子どもたちにとって、鉛筆やノートと並ぶマストアイテムであるタブレット端末、これを活用して、十分この事業の代わりになるのかなというふうに考えております。1人1台、タブレット端末にはA Iドリルが導入され、自分の学習進度に合わせ学習を進めることができるようになっております。自宅においても児童が自分で学習を進めるのに大変有効なツールとなっておりますので、今後はこのA Iドリルなどを活用した、個人の進度に合わせた学習を推し進め、学習習慣の定着と学力向上を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。本当に塾などに行くお子さんとは違った意味で、いろんな経験ができる場だと思いますので、様々な学びの場を提供していただけるよう、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、山野井委員。

○山野井委員 山野井です。おはようございます。よろしく申し上げます。私のほうはパソコン・タブレットのメンテナンスについてお尋ねしたいと思います。決算書で385ページなんですけれども、また資料でもいただいております、小中学校のタブレットの修繕料でございますが、約、両方で500万円ぐらいありますが、この故障の原因と傾向についてお尋ねしたいと思います。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 学務課、直井です。山野井委員の御質疑にご答弁申し上げます。児童生徒タブレットの主な故障原因ですが、落下・ぶつけた、そしてタブレットの動作が固まるなどのシステム不良、キーボードのキーを取ってしまった、が多くを占めております。過去3年間の傾向を見ましても、今申し上げた順番で多くなっており、令和4年・5年でいいますと、落下・ぶつけたが約6割を占めているところです。ただ、破損があった場合、特に落下・ぶつけたなどの場合には、学校のほうで繰り返しの指導をお願いしております。落下等による破損件数は、令和4年度248件あったものが、令和5年度は143件と減少しております。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 ありがとうございました。パソコンのフリーズとかスペックの内容で故障が多いというわけではなくて、あくまでも落下だったりとか操作とか、不注意によるものという認識でよろしいですね。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 委員おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 続いて、今度教員用のパソコンなんですけども、現在、修理——要するに、故障したときに修理に出すと結構長い間戻ってこないの、それで業務にストレスを感じているという情報、私のほうに入ってきました。今後の対応策についてお尋ねします。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 私どものほうでも、教員用のパソコン、故障した際には、できるだけ予備機で対応して待たせないように努めているところですが、委員おっしゃってる部分、若干あったのかと思います。令和5年に指導者用パソコンを入れ替えまして、令和6年、校務用パソコンを入れ替えました。そして予備機のほう確保できてますので、待たせることがないように努めていきたいと思います。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 ありがとうございます。パソコンの更新のタイミングについては、適宜交渉を行っていると申すんですけども、パソコン・タブレット、デバイスの能力って日進月歩してますので、ちょっとこれは使いづらいとか、処理が遅いなど思いましたら、迷わず更新していただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、給食費についてお尋ねしたいと思います。滞納者への対応なんですけれども、資料頂きました。これ、催告状と督促状、これ、どちらが先に送るものなんでしょうか、ちょっと確認です。

○佐藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 保健給食課、大野でございます。山野井委員の御質疑にお答えいたします。まず、督促状と催告状どちらが先かという御質疑かと思えます。最初に督促状を配付いたしまして、その後、複数月の未納があった場合に催告状のほうを発送しております。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 そうしますと、最——最終的に催告状を——今後も、例えばそれでも支払——お支払いいただけない場合は、催告状を複数回送り続けるという作業を行っているということよろしいですか。例えば、電話とか訪問、そういった形ではやっていないということよろしいですか。

○佐藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。催告状に関しましては、複数月未納が続いた保護者の方に、年3回ほどお送りしているような状況でございます。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 電話とか訪問とかということはやってないということよろしいですね。

○佐藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。電話・訪問等につきましては、コロナ禍前につきましては学校のほうで給食費のほう徴収しておりましたので、市教委と学校が連携して、電話での催告、また訪問等のほうを実施していた状況です。今は、ちょっとコロナ禍もありましてそちらのほうを実施しておりませんが、今後については、ちょっと要検討

課題かなというふうに捉えております。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 次に不納欠損のことをお尋ねしたいんですけども、債権管理条例の——に従って、たしか令和2年に不納欠損されています。金額を——すみません、改めてお尋ねします。

○佐藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 令和2年の3月に不納欠損のほうをいたしまして、約930万、件数としては2,126件の不納欠損のほうを実施した——しております。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 それは現年度・過年度合わせて全てを不納欠損したという認識でよろしいですか。

○佐藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 この債権条例の規定に当たる内容のものは全て欠損しております。で、全——過年度全てということではなくて、その規定に合致した案件につきまして不納欠損のほうをしているという状況でございます。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 そうしますと、規定に合致しないものは不納欠損できないということで、その金額というのはどっかに載ってましたか。すみません、確認です。

○佐藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。約——過年度分として300万円ほど、まだ未納があるような状況でございます。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 そうしますと、この資料で頂いてるこの300万というのがそうですかね。で、トータル645万円となってるんですけど、その認識で合ってますか。

○佐藤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。その認識で合っているということで、よろしくお願いします。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 そうしますと、令和2年に不納欠損をして、今、令和5年の情報ですぐにまた300万円以上の滞納が起きているということですので、これは、滞納の理由は恐らく家計の問題だったりするんですが、そういうヒアリングをする機会も、通知だけではなかなかないでしょうし、確かに今、給食費は当市では無償化しておりませんが、このような催告状を送らずに済む市町村がどんどん県内で増えているという認識を持たれたほうが良いとは思っております。こどもまんなか社会というのであれば、そういった家計を支えることも、私はこどもまんなか社会の実現に非常に重要なことだと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしく申し上げます。決算書391ページ、決算報告書——決

算報告書 205 ページ、教育相談に要する経費についてです。いじめ防止アプリ使用料 72 万 4,000 円について質疑させていただきます。平成 30 年度以降の相談件数については、昨年度、予算・決算審査特別委員会の資料にて把握しております。令和 5 年度の相談件数と相談内容の内訳をお伺いします。

○佐藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 教育総合支援センターの笠井です。よろしくお願ひします。長塚委員の質疑に御答弁いたします。いじめ防止アプリの相談件数と相談内容の内訳ですが、令和 5 年度は年間 24 件でございました。相談内容は、いじめに関するものではなく、半数程度が友人関係についての相談となっております。友達関係のこと、授業のこと、恋愛のこと、家族のことなど多岐にわたっております。以上でございます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。件数については、ちょっと次の質疑につなげます。アプリを導入してから生徒の感想は聞いておりますでしょうか。

○佐藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 お答えいたします。生徒の感想についてですが、特に生徒の感想を集約はしておりません。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。先ほどの相談件数 24 件、全ていじめ以外とのことなのですが、重要な 24 件だとも思います。平成 30 年以降では一番少ない数字ではあるんですが、数字の大小ではなく、何かあったらここにも相談できる場所があるという選択肢になっている点で、私は効果のある事業だと思ひます。いじめを早期発見するには、悩んでいる状態に寄り添うことが大切だと考えます。それを踏まえて、利用対象年齢——小学生への拡充のお考えはありますでしょうか。

○佐藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 お答えいたします。利用対象年齢の拡充についてですが、現在、いじめ防止アプリは中学 1 年生から 3 年生を対象としております。小学生につきましては、令和 6 年 8 月より、校内オンライン相談窓口として 1 人 1 台端末からアクセスできる相談体制の仕組みを整えております。以上でございます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 今お伺ひした相談システムなんですが、名前は出るような形なんでしょうか。

○笠井教育総合支援センター長 名前については……

○佐藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 (続) 中学生のほうは名前を特定しないような形で、また、小学生については自分で名前を入力するような形で対応しております。以上でございます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 ちょっと以前伺ったときに、そもそも小学生にそのアプリを導入してないのは、まずは大人に対して伝えられる力を養ってほしいという思いもあると伺ったんですが、

そこはいかがでしょうか。

○佐藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 お答えいたします。児童生徒の発達段階に合わせた形で相談窓口を設けています。小学生の段階は、困ったことを身近な大人に相談する力をつけるということからも、校内オンライン相談窓口で学校の教職員が相談に対応するという形を取っております。中学生は、親や教員といった身近な大人でない第三者の方が相談しやすいと感じている生徒もいることから、相談窓口の一つとしていじめ防止アプリを活用しております。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 大人にそういった直接伝えられる力を養ってほしいというのは、保護者である私もすごく同感です。ただ、ちょっと思ったのが、子どもたちはどうなのかなという視点があります。私がちょっと保護者の方からいじめに関するお声を聞く中ですが、やっぱり小学生のときからというのが本当に大変多い話です。このアプリを小学生にも導入している自治体では、中学生の二、三倍、小学生の相談が多いそうです。先生にも親にも伝えることが難しい小学生の子どもの選択肢として、個人的には効果のある事業だからこそ、対象年齢拡充も視野に入れてはと思いますが、いかがお考えになりますでしょうか。

○佐藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 まず、小学校において行っている校内オンライン相談窓口、また、中学生に行っているこのいじめ防止アプリについては、しっかりと検証を行いながら今後対応を考えていきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 今はスマホの所持の低年齢化もあって、トラブルの芽がすごく増えているなと肌で感じています。どんな方法であっても、声を上げられる場所だったり環境が必要だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、決算書 395 ページ、決算報告書 207 ページ、学力向上推進事業に要する経費についてです。令和5年度から導入された採点分析支援システム使用料、75万9,000円について質疑をさせていただきます。効果については、議案説明の際に大幅な採点時間の短縮とのことでした。具体的な数字があればお願いいたします。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山でございます。長塚委員の御質疑に答弁させていただきます。効果としましては、まず記号や数字で答える問題が多いテストにつきましては、これまでの2分の1以下の時間、記述問題が多いテストでも、これまでの3分の2程度の時間で採点が済むようになったと聞いております。その時間を教材研究に充てたり、残業を減らしたり、働き方改革にもつながっているところです。以上でございます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 数字で示していただくと、効果が大きいことが理解できます。

次に、システム導入によって個々のデータも蓄積できるということなんですが、実際に

活用はされているのでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 答弁させていただきます。学年・学級ごとや生徒個々のデータが蓄積され、弱点分野の重点指導や個に応——応じた指導につなげることができるようになりました。一人一人、個票というものが出せるようになりまして、データがグラフ化されることにより、生徒自身も前回との比較や全体との比較が容易にできるため、苦手分野を把握して克服すべき課題を自ら見つけることができるようになってまいりました。以上でございます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 今お話いただいた活用についてなんですが、全校でもう実施されているという認識でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 中学校全校で実施しております。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。弱点などが可視化され、今後の学習に生かせるという効果もあることが分かります。

では次に2点目に移ります。使用が始まってきて、見えてきた課題はあるのでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 答弁させていただきます。まず、慣れないと設定の時間——初めに設定が必要なんですが、そういった時間がかかるということ。国語や英語等の長文記述問題に関しては、システムを使わずにこれまでどおり採点したほうが早い問題もあること。それから記号等の自動読み取りに関しましては90%程度の認識率であること。答案のスキヤンの精度が悪いと採点しづらいことなどが挙げられます。設定にかかる時間については、使っていくうちに慣れていったり、答案用紙の作り方のコツをつかんだりすることによって短縮していけると考えております。システム的なことに関しましては、毎年システムのアップデートがなされていますので、徐々に改善されていくものと捉えております。以上でございます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 システムはアップデートされると伺ったんですが、読み取るスキヤンについては、随時アップデートする予定はあるのでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。現在のところは予定はないのですが、この読み取りのスキヤンの問題ですけれども、機械の問題というよりも、子どもが濃く書くとか、そういったところが問題になっているというふうに聞いておりますので、スキヤンの新たな性能のいいものにするということでは考えておりません。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。では次に、課題と重なる部分もあるんですが、3点目の教職員の感想等があれば、お伺いします。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。先ほど効果のところでも申し上げた、採点時間が大幅に短くなった、採点——それから、採点ミスが減ったということもあります。また、公立高校の入試も同様の採点システムが導入されております。この本市で使っているものかどうかはまた全く別なんですけども、高校入試でもそういった採点システムが導入されてきておりますので、生徒は答案の書き方、例えば、先ほどのように濃く書くとか、記号は正しい形で書く、しっかり読み取りが取れる——できるように、そういったところの練習にもなるとか、保護者面談等で個票の結果をグラフで可視化して示せるので、保護者にも理解してもらいやすいなどが挙がっています。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 保護者にとっても子どもたちにとっても、スキャンで読み取ってもらえるような解答様式に早くから慣れておくという点では、すごくいい効果が出ているのかなと思います。ここまで伺っていると、採点時間が大幅に短縮し、課題も——機械ですが慣れればクリアできるということなんですけど、中学校のみではなく、小学校に導入のお考えはあるのでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。小学校のテストに関しましては、現在中学校で導入しているシステムでは逆に時間がかかってしまうことが予想されます。理由としましては、この採点支援システムは、中学校のテストのように、同じ答案を100枚以上とか200枚、こういった大量に採点するのに適しているシステムです。一方、小学校のテストは、1学級30ちょっとというところで、初めの設定に時間がかかるので、自分で採点したほうが早く採点できるというようなことが予想されます。現在、小学校では単元テストということで、業者のほうで採点を軽減するシステムも提供されておりますので、各学校ではそれを活用している状況です。よって、現在のところ市で一括して小学校のほうに取り入れる予定はございません。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 中学校の現在の採点システム、小学校にはそぐわないということは理解できました。何か、小学校であっても効果が見込めそうなICT等があれば、ぜひ導入も視野にいただければと思います。この事業は教職員の働き方改革に大きく寄与しており、また生徒にとっても、自分の学習状況を可視化できるシステムは費用対効果が大きいと考えます。今後も学力向上や働き改——方改革につながるような取組をよろしく願いいたします。以上で私の質疑を終わります。

○佐藤委員長 次に、岡口委員。

○岡口委員 おはようございます。岡口すみえでございます。よろしく願いいたします。私からは、3つ質疑させていただきます。まず最初に、決算書385ページ、報告書202ページ、教育情報機器整備に要する経費について。まず、需用費、この需用費の詳細をお願いいたします。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 学務課、直井です。岡口委員の御質疑にご答弁申し上げます。こちら、教育情報機器整備に関する消耗品に関しましては、支出額が約 289 万 5,000 円のうち、大部分、270 万 8,000 円ほどが職員室で使っている高速プリンターのインク代となっております。また、修繕料としましては、大型テレビの修繕が 1 件、外線電話機の修繕が 3 件ございました。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。プリンター代にほとんどが使われているというふうなことなんですけれども、R 4 年度では五百何万円という予算が——予算というか報告書がされていたんですけれども、何か減らしたというか、その理由があるんでしょうか。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 お答え申し上げます。令和 6 年度に高速プリンターの入替えがございましたので、場合によっては買ってしまっただけでなくなったインクが使えなくなる可能性があるということで、各学校には最低限使うところの購入をお願いしますということでお願いしたところ、この数字になったものでございます。

○岡口委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。このインクを運——コンピューターのインクを運ぶというので下のところの役務費という項目があるんですけれども、こちらというのはかなりの額になっていて、これは昨年度、R 4 年度の報告書と同じ額になっているんですけれども、消耗品が減っていてもこちらの役務費というのは同じ額なんですか。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 お答え申し上げます。この役務費は決してインクを運ぶお金ではなくて、各学校からインターネットへつながる回線等の費用となっておりますので、令和 4 年度、令和 5 年度、同じ金額となっております。

○岡口委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。次の質問に移らせて——質疑に移らせていただきます。決算書 405 ページ、報告書 210 ページ、小学校コンピュータ整備に要する経費について。修繕料の詳細についてお伺いいたします。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 お答え申し上げます。修繕料——資料請求のほうでもお答えしましたが、合計 97 台の修繕費用となっております。主な内訳としましては、画面割れしたものが 48 台、キーボードの破損が 43 台、その他複数箇所破損していたものを 6 台修繕してございます。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 修繕が必要な台数がかかなり多く、それに要する費用もかかっていると思うんですけれども、それを減らす手だてとかはなさっていらっしゃるんでしょうか。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 先ほどの山野井委員への御答弁にも関連して来るんですが、やはり落下が多いので、取扱いに注意してくださいということを学校のほうから、繰り返し指導していただきまして、それによってかなり件数のほうは減になっている状況でございます。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。落下が原因ということなんですけれども、故意的ということではないとは思いますが、そういった弁償についてとか何か、そういう何かはあるんでしょうか。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 原則、故意のものについては弁償をお願いする場合もあるんですけれども、基本的にはやはり子どもたち使ってる上で、ほぼ過失ですとか間違ってしまった、そういったことなので、基本、弁償のほうは求めてございません。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 コンピューター——タブレットを配る際なんですけれども、そういった文言とか何かお知らせとかはなさっているんでしょうか。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 故意の場合には御弁償いただくこともあります、というようなお知らせはさせていただいております。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。最後の質問——質疑に移らせていただきます。決算書 399 ページ、報告書 208 ページ、小学校管理に要する経費についてです。需用費、消耗品費及び修繕料の詳細についてお伺いいたします。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 お答えいたします。こちらの消耗品費は、コピー用紙ですとかファイルなど、学校で日々必要になる事務用品をはじめ、清掃などで必要な洗剤やごみ袋、トイレトーパーなど、学校の維持管理に必要な物品でございます。また修繕料につきましては、学校の維持管理に必要な機器——例えば刈払機や裁断機など、備品の修理のために支出してございます。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 刈払機の修繕料ということなんですけれども、各学校に割り当てられている額とかは決まっていらっしゃるんでしょうか。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 毎年学校のほうに配当予算ということで振り分けてございます。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。消耗品費についてはいかがでしょうか。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 消耗品費につきましても学級規模ですとか、児童の人数に応じて計算した額、配当で振り分けてございます。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。刈払機ということが出たのでちょっとお伺いしたいんですけども、学校の除草作業とかそういったことで市の方が、R5年度は各学校に1回ほど、夏休み等に除草作業に入っていたいたんですけれども、その作業というのは、こちらの項目には入ってはいらっしゃらない……。

○佐藤委員長 文随補佐。

○文随教育総務課長補佐 教育総務課の文随といいます。よろしくお願いします。岡口委員の御質疑に答弁いたします。岡口委員が言われた除草作業につきましては、小学校施設管理に要する経費また中学校施設管理に要する経費、そちらのほうで草刈りの委託のほうをシルバー人材センターのほうに委託しております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。施設管理ということだったんですけれども、R5年度、R6年度——今年度になりましたが、何か変わったことはありますか。

○佐藤委員長 文随補佐。

○文随教育総務課長補佐 お答えします。令和6年度から——令和5年度は各学校1回程度ということで委託してたんですけれども、令和6年度から回数を増やしまして、2回程度ということで行っております。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。すみませんでした、小学校管理と小学校施設管理等ということで、ちょっと私のほうも勘違いしていたところもありました。申し訳ありませんでした。ありがとうございます。ただ、小中学校——学校における働き方改革の一つにもなりますので、除草作業とかの予算もしっかりお願いしたいなというふうに考えておるところです。ありがとうございます。以上で私の質疑を終わらせていただきます。

○佐藤委員長 次に、久保田委員。

○久保田委員 決算報告書240ページ、図書館活動に要する経費について。「ほんくる」事業について、まず、同様な事業を行っている他の自治体はあるのでしょうか。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 図書館、樋口でございます。久保田委員の御質疑にお答えします。取手市と同様の事業を行っている自治体につきましては、探してはみたものの、なかなか見つけることができませんでした。三重県の亀山市では、名前がほぼ同じ「ほんくる。」という仕組みを令和5年12月から開始しております。亀山市における仕組みですが、子どもたちが学校図書館にて、市立図書館の借りたい本を図書館司書を通じてリクエストし、子どもたちが学校——学校に本が届くというもので、システム連携はしていないとのことでした。また千葉県山武市では、図書館と学校が同じシステムを使っていますが、児童生徒が学校にリクエストすれば、月に1回の配送便で本が届くとのことです。なお山武市では各学校に学校司書の配置はされておらず、届いた本は校内で読むことはできますが、自宅に持ち帰ることはできないとのことでした。また、東京都江戸川区では、学校で配布した貸出カードで区内の図書館の利用登録をすると、同じ貸出カードで学校と図書館の両方を利用できるようになるとのことですが、学校図書館システムと公共図書館システムの連

動がされておらず、公立図書館の図書の子どもたちに向けた配送もしていないとのことでございました。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 詳細な説明ありがとうございます。私のほうも、三重県亀山市の「ほんくる。」というのは確認いたしました。この「ほんくる」というのは、市立小中学校の児童生徒や教職員が市立図書館の本を、学校・自宅などのインターネットから予約して、学校で受け取れるウェブサービスですが、とてもすばらしい事業だと思います。今回、この費用を見ますと——ちょっと見た感じは多額な費用がかかっているんだなというふうに思い——思いました。「ほんくる」の事業の費用と効果についてお聞きします。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 お答えいたします。まず、図書館システム賃借料についてでございます。内訳としましては、公立図書館及び学校図書館システムの費用とシステムの保守費用となっています。こちらの費用は図書館3館と市立小中学校20校、公民館や駅前窓口などの市内13か所のサテライト施設の図書予約・貸出・返却サービスを行うためのシステム費用となっています。また図書配送業務委託料につきましては、図書館3館、市立小中学校20校、公民館や駅前窓口などのサテライト施設——同様なんですけれども、配送の業務にかかる委託料となっております。

こちらの効果についてでございます。こちらの「ほんくる」事業を実施することにより、市内各地域に住む子どもたちが、住んでいる場所に左右されずに、毎日通っている学校で市立図書館から借りた多様な本を手にすることができ、個々の興味関心に応えることができている。また、先生が授業で活用する図書についても迅速に配送することができております。毎年7月頃に委員の皆様にも配付させていただいているのですが、図書館要覧の中で、学校図書館別利用状況として、「ほんくる」の個人貸出冊数と団体貸出冊数を御報告させていただいておりますが、授業の参考として使う図書を図書館から取り寄せ、積極的に活用していただいている学校もございます。「ほんくる」の利用方法、操作については、図書館職員による学校に訪問して行うほんくるレクチャーの実施や、学校——学校司書や教職員によるオリエンテーションにて、子どもたちに案内がされておりますが、「ほんくる」事業を実施する上で、学校で本を手渡す学校司書の役割は欠かせません。学校司書が子どもたちの興味・関心を引き出す展示、イベントなどを実施することで、貸出しが伸びているという声もございます。こうした効果になっております。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 ありがとうございます。「ほんくる」の利用状況についてを資料で出させていただきましたけれども、やはり学校によってまちまちといたしますか、増減率なんですけれども、トータルしますと小学校14校で、令和4年から令和5年の増減率は約7.6%の減、マイナスです。中学校4校におきましては、令和4年から令和5年の増減率は、約20.3%の増となっております。やっぱり小学校と中学校で——もちろん学校によっても違いますけれども、こんなにいろいろ違うんだなと思って見ておりました。先ほどおっしゃってましたけど、平成29年10月から始まったこの事業、もう7年も経過しており

ますけれども、今後の見通しについてお聞きします。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 お答えいたします。今後の「ほんくる」の今後の見通しについてでございます。先月8月22日、23日と2日間にわたり、子ども司書講座を開催いたしました。参加した子どもたちからは、「図書館に出向くことなく自分で選んだ図書館のほうが、数日後に学校に届くという仕組みを活用して読書を楽しむことができている」と聞きました。また、取手市内の学校の学校司書の方々は、子どもが楽しめる図書を介した催しを様々企画したり、展示や開架を魅力的に演出するなどの取組により、子どもたちが本に機——触れる機会が増え、子どもたちは楽しみながら読書に親しむことができます。こうした学校司書の方々による創意工夫や「ほんくる」の仕組みによる恵まれた読書環境にあることで、子どもたちは多様な——多様な物の見方や考え方を身につけ、健やかな成長につなげていくことが可能になると捉えておりますので、学校図書館と連携事業「ほんくる」につきましても、今後、各学校における、取手市「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」などの図書館関連事業の連携実施や、児童生徒だけでなく、教職員に向けた「ほんくる」レクチャーの出張講座を引き続き積極的に行い、取手市の全ての子どもたちが皆等しく、主体的に読書に親しむ環境と機会を得ることができるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 読書離れ——子どもたちの読書離れということが言われている昨今の中で……

〔「マイク」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員 (続) 読書には読解力や知識が身につくといった学習面だけではなく、思考力や集中力、想像力など、子どもたちが生きていくために必要な力が身につけられる効果があると思っております。また、この「ほんくる」のすばらしい事業を——に取手市の子どもたちがいろいろ本を親しむきっかけとして、また続けていただければと思います。ありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、杉山委員。

○杉山委員 おはようございます。杉山でございます。私からは2点、項目を分けて質疑をさせていただきます。まずは、教育振興に要する経費について。決算書387ページ、報告書203ページ、資料についてはナンバー1でございます。まず1点目、業務委託料の詳細ということで、資料、お示ししていただきましてありがとうございました。英語指導助手業務委託料の内訳の中で、企画制作費とその他運営等経費の中身について、詳しくお聞かせください。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山でございます。杉山委員の御質疑に答弁させていただきます。まず、企画制作費についてですが、教材・教具作成、学校行事などにおける教材等の提供、イングリッシュアドベンチャーなどの準備制作としての経費でございます。また、その他運営等経費については、ALT専属サポート費用——日本人の同行や生活サポート

などの経費、授業視察等に関するコーディネーター費用及び研修運営費などの経費となっております。以上でございます。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 詳細ありがとうございます。次に、ALTの労働環境についてお伺いして一—2点お伺いしたいと思います。人件費については、こちら適正な価格となっておりますでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。契約業者に確認しておりますが、厚生労働省の同一労働同一賃金、これに基づいて対応しているという回答をいただいております。また、他社と比べても同等の金額と把握しております。以上でございます。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。では次に、労働時間については、契約上どのような契約になっておりますでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 原則、午前8時20分から午後4時20分の間で、1日8時間、1時間の休憩を含むとなっております。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。ということは実働7時間ということですね。その他の業務などはないのでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 その他の業務ということになりますと、時間的なところですかね——契約内容の中での業務となっております。以上でございます。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。では次に、今回の契約の中で途中で辞められたALTの方、何名把握しておりますでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 今回の契約は令和5年度と令和6年度ですが、令和5年度の途中で辞められた方が1名、令和5年度から6年度の切替えのときに辞められた方が1名、そして令和6年度、この8月までに辞められた方が1名となっております。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 では今回の契約中だと3名ということで。それは取手市内の学区内のALTの数でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 市内の学校に勤務しているALTの数ということで間違いありません。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。それでは、今おっしゃられた、辞められた方の理由と、その後は委託業者の方と共有など、場合によっては改善等はされているのでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 最も多い理由としては、国に帰られるという理由がほとんどだと聞いております。以上でございます。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。次に、委託料や契約内容の見直しということで、今後の社会情勢などの変化に合わせて、委託料の見直しなどは検討されていくのでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 昨今の人件費の増加等を鑑みて、この全体の契約料も併せて増加している状況というのが見られます。以上でございます。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 それでは、人件費については、各都道府県の最低賃金や、その他平均について、基づいていくということでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 先ほども申し上げましたが、原則、厚生労働省の規定に沿ってというところで行っているところかと思えます。また、やはり人件費の増加というのがありますので、そういった形で、今の時代に合ったものが提供されていくのではないかと思います。以上でございます。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。それではこれまでの——最後に、課題と今後の目標というのとはどのようにお考えでしょうか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 課題ですけれども、現場の担当教員とALTとの連携が十分でないケースというのがあります。そのため、定期的に契約会社と指導課の担当者が連絡・相談を行ったり、ALTのミーティングに指導課の担当者が参加したりしながら改善を図っているところです。また今後の目標としましては、教員とALTが連携し子どもたちの英語力の育成に取り組み、何よりも児童生徒が楽しみながら英語を学び、グローバル社会で活躍できる人材を育成することです。以上でございます。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。いろいろと質疑させていただきましたが、令和7年度には新たにまた選定を行っていくものであると思えます。このALTも、あらゆる業種もそうなんですけれども、千葉県とか東京のほうに流れていってしまっているという現状もちょっと耳にしますので、近隣市町村の状況や内容の見直し等も含めて御検討いただきたいと思えます。また今、丸山課長から課題等挙がっておりましたが、連携が十分でないところがやっぱり様々な問題につながっていくものと思えますので、やはり担当課と各方面コミュニケーションをしっかりと取っていただいて、指導や改善を常に図っていただきたいというふうに思います。何より——しかしながら子どもの学力——英語の学力が上がっているというお話も聞いておりますので、今後、子どもたちが楽しく英語に触れられて、子どもたちの未来につながっていくように、御指導のほどよろしく願いいたします。以上です。

では次に、小学校施設管理に要する経費についてということで、決算書 401 ページでございます。まず初めに学校施設管理委託の範囲ということで、お聞かせをいただきたいと思っております。

○佐藤委員長 齊藤次長。

○齊藤教育次長 教育総務課の齊藤です。お答えさせていただきます。学校施設管理業務委託につきましては、事務負担軽減を図るために、これまで別々に発注しておりました各業務委託を、令和4年度より一括業務——失礼しました、一部業務を一括して発注を始めて、令和5年度からは、年間業務を含めた業務全般を一括して発注してございます。委託の範囲の具体的な業務でございます。機械警備、消防設備、電気設備、浄化槽等の保守点検業務に加えまして、草刈り、樹木剪定等の維持管理業務、さらに、簡易な修繕工事など全19業務となっております。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます、詳細にありがとうございます。今、令和5年度からは、年間業務を含めた業務全般を一括して発注とありましたが、そこに至った経緯をお伺いいたします。

○佐藤委員長 齊藤次長。

○齊藤教育次長 お答えします。令和4年度から一部業務を一括して、発注を試行的に始めたわけなんです、それぞれの業務を起工から契約といった事務を——一連の事務を行っていたものを一括して行うなどをするることによって、職員の業務負担軽減につながっているというふうに考えてます。その結果なんです、職員の時間外勤務時間も、2,600時間あったものが1,200時間へと半分程度となりまして、成果が出ているものと感じております。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。分かりました。委託業者についてなんですけども、市内の業者なんですか。また契約期間などはありますか。

○佐藤委員長 齊藤次長。

○齊藤教育次長 お答えします。業者のほうは市内の業者となっております、契約期間については1年となっております。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。では次に、要望の件数と対応ということで、学校からの要望への対応や実績数など、分かればお願いいたします。

○佐藤委員長 齊藤次長。

○齊藤教育次長 お答えします。まず、対応のほうからお答えをさせていただきます。学校からの要望が教育総務課に入ります。入り次第、職員が現場を確認した上で、直営での修繕または委託業者による修繕ということを判断しまして、順次対応しております。学校からの修繕要望として多いのが、ガラスの破損、手洗い・トイレ等の漏水、排水不良、扉の開閉不良などが挙げられます。その他にも——そのほかにも大小様々な修繕要望が当課に寄せられております。要望件数なんですけども、令和5年度の小学校からの修繕実績件

数でございますけども、319件ございました。そのうち直営での修繕件数は172件となっております。過去3年間の要望件数を見てみたんですけども、ほぼ横ばいという状況でございます。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。今、直営での修繕または委託業者による修繕とありましたが、その判断基準といいますか——あればお願いいたします。

○佐藤委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 お答えします。まず、直営にするのか、委託業者にするのかというところでございますけども、まず危険を伴わず作業することができ、かつ職員の施工技術でも対応が可能であるという場合は、直営での修繕をすることとしております。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。では単刀直入に、空調の機器の内部洗浄のほうは、検討はないのかお願いいたします。

○佐藤委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 お答えします。教室などの室内機の内部洗浄についてという御質疑でございます。機器の設置場所であったり設置方式、天井に埋め込まれているものであったり、つり下げ式のもの、また経年や使用頻度によりまして、汚れというのはそれぞれ個体差があるのかなというふうに感じてます。汚れが目立つものにつきましては、学校からの申出があれば、当課で確認した上で、業者の方や機械のメーカーなどにも相談しながらなんですけども、予算の範囲内ということではあるんですけども、必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えてます。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。そうですね、ちょっと検討・対応していただけないかということで認識させていただきました。私もこれ、3月の第1回の定例会でも一般質問をさせていただきましたし、今回の補正予算でも、学校の空調、体育館の空調設備、そして及び武道場ですか——の空調も設置されるという話になっておりますので、ぜひこちらについては、その後の……

〔前野議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○杉山委員 (続) 清掃であったりとか、メンテナンスについてもお話も考慮していただきながら進めていただければというふうに思います。何より私も目で確認してますので、子どもたちの教育環境、そして健康にもつながっていくところでもあります。今後、気温もどんどんどんどん上昇していく中で、やはりエアコンの重要性というのは高いと思いますので、その辺、考慮しながら検討していただきたいと思います。以上で私の質疑を終わります。

○佐藤委員長 次に、海東委員。

○海東委員 委員の海東と申します。よろしくお申し上げます。1点ほど通告をさせていただいております。よろしくお申し上げます。決算書451ページ、報告書240ページ、図書館活動に要する経費についてお尋ねいたします。先ほどの久保田委員の御質

疑で、「ほんくる」につきましての詳細な御説明を頂戴しましたので、「ほんくる」のほうの配送業務などにつきましてはありがとうございました。「ほんくる」事業は素晴らしい事業なのだと改めて感じたところでございます。「ほんくる」でないほうをお尋ねしたいと思います。図書館への来館が難しい方への配送貸出しにつきまして、こちらの配送経費につきましては、図書館管理規則——管理運営規則では、配送または郵送の方法で経費は市が負担することになりますけれども、こちらのほうも「ほんくる」のほうの図書配送業務委託料——先ほどの御説明で含まれていないことは理解できたのでありますけれども、業務委託でないということも理解はできたのでありますけれども、決算書のほうも見てはいるのでありますけれども、どちらの経費に該当するのか、これが幾らだったのか、また、昨年度中はどのくらいの利用数があったのか、その内訳などにつきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 図書館、樋口です。お答えいたします。配送業務委託料ということで、先ほど久保田委員の御質疑に加えて金額などは回答しておりまして、全体的な額として一額になっているんですけれども、そちらを区分してお答えしたほうがよろしいということでしょうか。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 ありがとうございます。「ほんくる」でないほうの配送貸出のほうだけで結構でございます。そちらのほうの経費のほうは幾らだったのか、また利用のほうは幾らだ——どのくらい利用数があったのか、そちらのほうをお尋ねしたいと思います。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 お答えいたします。まず、図書館配送業務委託料の中の学校分以外の経費……。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員長 図書館の管理運営規則の15条に配送貸出しがあると思うんですけれども、来館が難しい方への本の配送の貸出しがあると思います。で、「ほんくる」のほうとこちらのほうの配送——来館が難しい方への配送の業務——配送については分けられているんだなということで、先ほどの御説明で理解はできたんですけれども、この規則のほうの来館が難しい方への配送貸出しについては、どのくらいの利用があって、どのくらい費用がかかったのか。また、決算書のほうのどこの項目といいますか、経費の中に含まれているのかなど、その内訳などをお聞きしたいと思ひましてお尋ねさせていただいたところでございます。よろしく願ひします。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 大変失礼いたしました。来館が難しい方への配送ということでしたので、お答えいたします。来館が難しい方などの、出向くことが難しい、例えば目が見えない方とか、そういった方への配送業務を職員が行っております。そちらは職員が毎月1回、日にちを決めて、ご利用者様から要望があったものや、見繕ったものを合わせて職員が配送しておりますので、経費はかかってございません。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 ありがとうございます。職員さんがされていたのだということで今理解ができました。昨年度中はどのくらいの利用があったのか、こちらについてお尋ねします。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 昨年度中の御利用ですが、現在ご利用いただいている方、取手図書館地区のほうで1名ございまして、その方が毎月1回ご利用になるので、月に1回ということで12回、配送している状況です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。なかなか来館が難しい方にとりましては、とてもよいサービスだと思います。まさに市民ニーズへの対応の一つではないかと思います。来館ができないということでもありますので、この本選びというのはどのようにされているのか。昨年度1名の方が利用されたということでもありますけれども、この本選びにつきましてはどのようにされましたでしょうか、お尋ねします。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 現在ご利用いただいている1名の方は、随分前から御利用いただいている方なので、職員も顔見知りでありまして、様々な図書資料も既に利用している方でもございます。目が悪い方でございますので、主には音読——読み上げのあるCD類を見繕ってどンドンどンドン利用いただいている、楽しんでいただいているという状況になっております。かぶらないように持ってっております。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 ありがとうございます。とてもきめ細やかなサービスだと思います。職員さんが足を運ばれていらっしゃるんだと、改めて感じたところでございます。

では次に、ブックスタート事業につきましてお尋ねします。本市では2005年から始まったということで、本当に温かいすてきな業務だと思います。先月27日に中村市長も御視察にいらっしゃっていると思います。ホームページに掲載されている内容を拝見しただけでありますけれども、市長も本当によい笑顔をされて写っていらっしゃるのが、とても印象的でした。決算報告書や図書館要覧を拝見しまして、昨年度、4か月健診の際に、月2回、計24回行われていまして、絵本の紹介と絵本の1冊を配布、499名の方に差し上げられてると思います。本の紹介と配付だけされていらっしゃるのではないと思いますが、このブックスタート事業では実際にはどのような活動をされているのかお尋ねします。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 お答えいたします。こちら、保健センターで4か月健診がございました際に、ボランティアと職員が参りまして、まずは赤ちゃん向けの良質な絵本を、読み聞かせをボランティアが行います。そして、その読み聞かせ自体が、赤ちゃんとお母さんに共有した楽しい時間を届けるという体験のプレゼントになっておりますが、それとともに、終わりましたからは、1人1冊絵本を選んでいただいて——五、六種類ございますので、を選んでいただいて、それをプレゼントしてということになります。あと、どういう本がいいのかしらなんていう読書相談にも応じたりしております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では、差し上げる絵本の選定などにつきましてはどうにされましたでしょうか。お尋ねします。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 こちらのブックスタート事業については、実は1992年にイギリスで始まった事業になっております。全ての赤ちゃんに絵本そのものと読み聞かせの体験をセットでプレゼントしようという、そういった事業が始まりまして、2000年頃から日本に広まり出しまして、取手でも始めたという経過になっております。こちらの本の選定理由としましては、実はこのブックスタート事業を広めている事業者、こちらがNPOのブックスタートというところになっておりまして、こちらから実は読み聞かせを条件に御本が提示されて——幾種類も提示されておりまして、少々お安く購入できるようにはなっているんですが、そこから赤ちゃんが楽しそうに——何でしょう、主に言葉は分からないので言葉の繰り返しがあったり鮮やかな色、対比があったり、そういったものを職員が5種類ほど選定しまして、それを選んでいただいている、配っているという、そういう状況です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では、御参加される保護者の方々の声や感想など、昨年度中は何か聞かれていますでしょうか。お尋ねします。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 参加される保護者の方々——お母さんだけでなく、お父さんお母さんでいらっしゃる場合もございます。皆さんやはり赤ちゃんと一緒に笑顔になって、本当にうれしく絵本の読み聞かせを聞きながら絵本も選んで帰られていくのですが、絵本を差し上げることで、「絵本を読み聞かせるきっかけになってうれしいです」という、そういうようなお声が多く聞かれます。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。本当にとっても素晴らしい……

〔前野議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○海東委員 (続) すてきな事業と思います。引き続きましてよろしく申し上げます。では次に、登録——登録者数と利用状況につきましてお尋ねします。利用状況につきまして、貸出者数や冊数につきましては、その年によりまして波がありますけれども、入館者数はコロナ禍以前に戻ってきているように見受けられます。しかしながら、登録者数が昨年度は約9,000人、減少がありました。大分減ったように感じま——感じているんですけども、これをどのように捉えていますでしょうか。お尋ねします。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 実はここの部分で減っている数字についてのことですが、こちらですが、実は本来、有効期限切れ3年以上の登録者のデータを毎年削除することとしております。しかし、令和2年から電子図書館サービスを導入いたしまして、図書館サービス上の削除データをその電子図書館システムに取り込むためのプログラムの構築、こちら

をベンダーに依頼していたんですけれども、構築には一定の期間が必要となりまして、当面は令和2年度からのデータ削除を行わずにデータを残すこととしておりました。その後、プログラムが完成したことで令和5年度末にまとめて削除を行ったことで、結果として9,224名が減となったという経過でございます。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。失礼しました。十分理解することができました。では、おおむね横ばいというところでよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では、最後でございます。多様化する市民ニーズに対応ということで、報告書にも記載がございます。決算報告書にも、市民——市民の多様化するニーズに対しまして取組などを努めるということで、昨年度も様々な市民の皆様方から、御要望であったりですとか、ニーズというものがあつたのではないかと思います。こちらの市民ニーズというところでは、市のほうではどのように受け止められていらっしゃいますでしょうか。こちらの内容など、詳細などにつきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 お答えいたします。市民の皆様からの様々なニーズということでございますが、もちろん増書？蔵書？については、もちろん御要望をいただきながら、リクエストにできる限りお応えする形で購入をしております。また、昨年度——令和5年度末に利用者アンケートを図書館では実施してございまして、取手図書館で428人、藤代図書館で346人の方からの回答をいただいております。その中での御要望・御意見につきましては、立地あるいは建物、設備のこと、それから館内利用のことであったり、先ほども申し上げましたが、増書？蔵書？に関する御要望など様々な声が聞かれました。現在、図書館では決算報告書にもありますように、学校図書館と市立図書館の連携——「ほんくる」事業の運用や家読の推進であったり、ブックスタート事業の継続であったり、あるいは電子図書館の運用などを行っております。今年度——令和5年度は、新型コロナウイルス感染症防止で中止していた図書館まつりのイベントも再開しましたことで、かなり多くの方に御来場いただき、楽しんでいただいております。その中で、アンケートにより聴かれたニーズにつきましては、可能なものは取り入れるなど、今後のよりよい図書館の運営に向けて参考とさせていただきたいと考えているところです。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。様々と御対応していただけるのだと、ただいま受け止めさせていただいたところでございます。今後とも、市民の皆様方から様々なお声であったりですとか、ニーズ、御要望ということも出てくると——出てくると思います。令和6年度も……

〔前野議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○海東委員 (続) 引き続きましてよろしくお願ひしたいと思います。最初の質疑のほう

は、内容のほうがよく分からなくて申し訳ありませんでした。私からは以上でございます。ありがとうございました。

○佐藤委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。通告での、まず報告書の204ページにあります特別支援教育について質疑行います。まず、教室の状況としたんですけれども、中には、ある学校では、児童数——通級している児童数18に対し、教室が3クラスということになって、定員から見たらぎりぎりなのかなあなんて、ちょっと単純に計算してみたわけなんですけど、その辺のまず教室の確保というか、その辺は十分なんですか。

○佐藤委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 教育総務課の斉藤です。お答えします。特別支援学級の教室に関する基準につきましては、文部科学省が示してございます小中学校施設整備指針に基づきまして整備をしております。必要となる面積については、特段規定がないというような状況でございます。また茨城県教育委員会が示してございます学級編制基準に基づきまして、特別支援学級は1学級最大8人までとなっております。各学校の新年度の教室配置を確認した上で、必要に応じて間仕切り等の設置などの改修を行いまして、柔軟に対応しているというところでございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そういう意味では、3教室ではちょっとぎりぎりかなあって、ちょっと心配になっています。あとフリースペースが必要だという、そういう環境づくりも提起されているんですが、その点はいかがですか。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。集中できなくなったり、子どもが落ち着かなくなったりするようなときのフリースペースは用意されているかという御質疑かと思いますが、子どもが一時的にリラックスしたり、クールダウンしたりできるスペースを教室内や別室に設けております。こうしたスペースは、感情の高ぶりや不安を和らげるために使用するもので、クッションなど子どもがリラックスできる柔らかい家具を設置しています。こうした家具は安心感を与えると同時に、体を自由に預けられることで、ストレス——ストレスを軽減する効果があります。以上でございます。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 現場でケース・バイ・ケースということで、配慮されているんだろうとは思ってはいるんですけども、整備にはちょっと注視していただきたいというふうに思います。

2点目の教育補助員なんですけども、補助員の前に、教員は今、全国でも教員不足がいわれてるじゃないですか、特別支援教育の教員はちゃんと充足されていますよね、確認。

○佐藤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。若干、体調を崩されてお休みいただいている、そういった教員もいますので、そこにつきましては、代替りの教員が入る等対応をしているところです。以上でございます。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 なんせ、小学校 4,195 人、今年度——に対し、348 人の子が通級しているところなんで、その辺は状況は想像つくかなと思うんですけど、丁寧にやっていただきたい。茨城県内でも、特別支援教育は取手はよくやってる、進んでる——進んでるといふ言い方変だけど、よくやってるといふ声は私も聞いてますので、ぜひ丁寧な教育をお願いしたいと思います。教育補助員の配置人数で、そのうちの有資格者数を教えていただきたいと思います。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 学務課、直井です。遠山委員の御質疑にご答弁申し上げます。教育補助員の配置人数につきましては、令和 5 年度末時点で、小学校 14 校に対して 100 名配置してございます。また有資格者ということですが、教育補助員採用に当たりまして教員免許など特段の資格要件を求めておりませんので、正確な人数は把握していないところですが、履歴書等に免許書いていただいた方は、教員免許や幼稚園教諭、保育士等の資格を保有している方が 100 名のうち 20 名程度いらっしゃいます。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 担任と——教員である担任と教育補助員というのは、あくまでもフォローということで役割分担しているというのは承知してるんですけども、やはりこれだけ児童数も増えているところでは、ちょっと有資格も要件に入れていくといいのかなと——少しずつでもいいんで、その辺は考え——検討していただきたいなというふうに思います。

次に移ります。教育相談についてです。新しい学校教育の 3 つということで取り組まれて、その評価と課題をまず伺います。報告書の 205 ページになりますね。

○佐藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 教育総合支援センターの笠井です。中学校の全員担任制、小学校のチーム指導、教育相談部会システム、2 学期制の取手市の新しい学校教育 3 つの取組については、今年度で 5 年目となり、取手市の特色ある取組としてそれぞれの目的が達成されるよう、教育委員会、学校が連携、改善を図りながら取組が進められております。児童生徒、保護者にも着実に定着してきております。

まず全員担任制・チーム指導の評価と課題についてですが、児童生徒が発する小さなサインや変化に気づき、組織で対応することができているという面では評価を得ておりますが、教員それぞれには理想の学級像があり、自分の学級を育てたいという思いがある中で、自分の個性を生かしつつも学年全体で協力して子どもたちのことを育てる意識というところでは、教員の意識改革という面での課題があります。

次に、教育相談部会システムの評価と課題についてです。この教育相談部会システムについては、学校外の関係者が入った形でのこの取組は、他市町村においてもあまり実践されてない、取手市の取組の特色ある一つとなっております。児童生徒の不安や悩みに気づき、具体的な対応ができるチーム体制ができているという評価を得ております。それとともに、児童生徒一人一人が抱える問題が多様化、複雑化している中で、学校だけでは対応

が難しい事案も増えているのが現状です。

最後に、2学期制の評価と課題についてです。2学期制の導入により、児童生徒、教員にも時間的な、または精神的な余裕が生まれたことにより、教員一人一人が児童生徒に向き合う時間の増加、また児童生徒の成長をきめ細かに見取ることができるようになっていくという評価を得ております。その反面、2学期制の導入において、その特徴を最大限に生かし、各学校において学習指導や学校行事の運営において、創意工夫していけるかという面での課題があります。以上となります。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。いろいろ苦勞もされているとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目の教育相談状況と課題・対策ということなんですが、決算書の391ページにあります。まずこの学校連携支援員、そして学校教育相談員、ちょっと人数を教えてくださいませんか。

○佐藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。遠山委員の質疑にお答えいたします。学校連携支援員は、こちらの予算支出上は3名プラス正職員1名で20校を担当しております。学校教育相談員は4名で、20校なんですけど、県のスクールカウンセラーが配置されていない学校に配置しておりますので、4名で配置しております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。この教育相談状況というところでは、課題対策という面ではどうでしょうか。

○佐藤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 お答え申し上げます。現在、小学校は2週間に1回、中学校は週1回、教育相談部会を定期的に開催しております。その相談件数は年々増加しております。課題としましては、登校渋り、不登校に関するものが主な相談内容となっております。また、児童・生徒・保護者の抱える問題が多様化・複雑化し、学校内で対応難しい——学校内での対応が難しい事案が増えております。対策としましては、学校連携支援員を中心とした学校がチームで支援できるサポ——支援できるようサポートし、スクールカウンセラー・スーパーバイザーが専門職としての視点から助言を行っております。また、福祉などとの関係機関との連携につきましては、スクールソーシャルワーカーが積極的に教育相談部会に参加し、助言及び関係機関との連携に努めております。以上でございます。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 3点目のスクールソーシャルワーカーについてということに挙げてはいるんですけども、何か教育相談の中で、ソーシャルワーカーの名称というか役割が、ちょっと昨年気を付けて注視してたんですけども、何か名前が挙がってこなかったから、あら、いなくなっちゃったのかななんて心配もしてたりしてた時期があったんですよ。その辺体制というか、順調に進めていたんですか。

○佐藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 スクールソーシャルワーカーについての御質疑ですが、センターでは会計年度任用職員として週2日の勤務の職員がおりました。そのほかに、令和5年度は2校の学校から県のスクールソーシャルワーカーの派遣申請があり、年15日、45時間ケース対応を行っているという実績がございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そういう意味では、相談も多様化してるし増えているということで、今回、今議会で費用が——時間を充てるということで増額予算、補正予算も上がってるということでは、やはり必要になってきてるんだろうなと。県のほうの派遣はやっぱりすごいこう制限されてるんで、そういう意味では私も学校回ってたときに、常時配置されていると助かりますよということで、その声を受けて再三議会で取り上げてきて、1人確保とか、配置ということなんだけれども、さらに増額予算というところでは、いよいよあと1人増やすかとか、正規化を求めていく必要があるだろうなと思ってるんですが、現状どうでしょうか。

○佐藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 今回、本議会において増額——報酬の増額につきまして上程させていただいておりますので、現在の週2日から週3日の勤務になり、勤務時間も1時間増えることとなります。県のスクールソーシャルワーカーの派遣についても、こちら積極的に活用を考えておりまして、現在、正規職員ということについては考えておりません。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。続いて、放課後子どもクラブ運営業務委託料について移ります。委託料の詳細内訳ということで資料請求もさせていただいたんですけども、何かいまいち分かりにくかったんですが……

〔前野議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続)説明願います。

○佐藤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。遠山委員の御質疑に答弁いたします。委託料の詳細内訳との御質疑ですが、事前に提出した資料に記載されている児童クラブ分、及び子ども教室分の内訳について事業者にも確認したところ、経費の内訳としては、人件費が多くを占め、8割から9割が人件費であるとのことです。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 資料ナンバー10なんですけども、児童クラブと子ども教室の児童数をちょっと説明願います。

○佐藤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えします。児童クラブが5、子ども教室が3です。

〔「それで全部、もっとだろう」と呼ぶ者あり〕

〔「結構300ぐらい」と呼ぶ者あり〕

○長塚子ども青少年課長 (続) 失礼しました。児童クラブが5単位で子ども教室が3単位です。

〔「もう一回」と呼ぶ者あり〕

○長塚子ども青少年課長 (続) 児童クラブが5単位で子ども教室が3単位です。

〔「児童数だよ、児童数」と呼ぶ者あり〕

○長塚子ども青少年課長 (続) あっ児童の数ですか。

○佐藤委員長 ちょっと待って。

長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。令和5年度4月の人数になりますが——お答えいたします。まず、取手東小の登録児童数が186名、それから高井小の児童数が——登録児童数270名、それから、藤代小の登録児童数が154名となります。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 本来、民営化に当たって、まず条件というか効果として挙げられたのが、この児童クラブと子ども教室を分けるということだったんですよね。そういう意味では、補助金が出るということで、資料にあるように児童クラブは厚労省、で、子ども教室は文科省ということで補助金の出どころも違うということでこうやって補正——補助金をもらうときにはちゃんと分けられてるんですよ。だから、今は各クラブの総数、児童総数だったと思うんですが、本来は児童クラブの利用児童数、で、子ども教室の利用児童数もきちんとつかんで——おくはずじゃないかなと思って質疑しています。後でちょっと見てください。

続けて、2点目の次に移りますね、費用面での直営との比較を報告願います。

○佐藤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。費用面で直営との比較という質疑ですが、令和2年第4回定例会、決算・予算審査特別委員会における補正予算質疑において、担当課長から遠山委員に御答弁しておりますが、民間委託クラブでは、統括責任者や主任支援員など責任者を配置していることや、土曜日のクラブ運営を拠点方式による1日開所としたことによって費用削減等も図っていることから、単純に費用の比較ができるものではないということで考えていると答弁させていただいております。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 たしかそのときも、金額も報告あったかなと思うんですが。

○佐藤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。当時のこれ予算ベースだったかと思うんですが、民間委託で2億円という経費というところで、経費のほうは答弁させていただいております。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと決算期でもあって、繰越し明許でやったんだっけ——もう民営化は引き続きということで継続されてたということなんだけれども、その辺がちょっと、全体の議会のほうではその辺の説明がされてなくてちょっと残念だったんですけど、そういう

意味で決算に当たって、費用面での直営と民営化した場合の比較を求めたところです。ちょっと今の課長答弁では……

〔前野議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 理解しにくいなというところで、もう一回私も検証していきたいと思います。

最後、公民館施設整備についてなんですけれども、ちょっとWi-Fiが整備されていないと今は不便だということで、メールもできないということの声があります。その辺、全館をちょっと報告願います。

○佐藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 生涯学習課、塚本です。遠山委員の御質疑にご答弁申し上げます。公民館の公共Wi-Fiにつきましては、令和4年度に戸頭、永山、寺は——大丈夫ですか。——戸頭公民館、永山公民館、寺原公民館、井野公民館、藤代公民館、相馬南公民館の6公民館に整備を行いました。公共Wi-Fiの設置に当たっては、配置のバランスを考え、中学校区全6学区に中学校区単位で1か所ずつ設置してございます。以上になります。

○佐藤委員長 遠山委員、あと40秒。

○遠山委員 取手——旧取手市というか、中学校区に1館、公民館を建てているということで、あと白山公民館あったほうがいいんだなというところで確認しましたけど。藤代地域は小学校区単位で公民館、地区公民館、みんなが市民が歩いて行ける公民館ということでできています。全館の予定はどうなんで——どうなんですか、Wi-Fi整備は。

○佐藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 ほかの公民館への設置については、利用状況や利用形態等を勘案して調査研究した上で、必要があれば検討してまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 市民から、公民館利用者からそういう声が上がってるということで、是非担当課——行政としては調査研究を是非して……

〔前野議会事務局長ベルを3回鳴らす〕

○遠山委員 (続) いっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○佐藤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 今ご答弁申し上げましたとおり、調査研究した上で、必要があれば検討してまいりたいと考えてございます。以上になります。

○佐藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が——ごめんなさい。

井橋部長。

○井橋教育部長 すみません、お時間いただいて。先ほどの遠山委員から御質疑の放課後子どもクラブ民間委託の件ですが、やはり民間委託したことによって、議会のほうでも答弁させていただいているとおり、最初はやはり支援員の人材不足、これが大きな市としては課題でした。この支援員の人材不足が解消されたというのは非常にメリットがあると考えております。それと、あとは土曜日の開設——土曜日の開設を集約化して、いわゆる拠

点校3つのクラブでできたということは、これまで全学校でやってた分を、やはり支援員の環境であったり人数の確保、それを集約することによってというのも、これは非常に大きなメリットがあるなというふうに捉えております。今年度も、放課後子どもクラブの質の向上という形で議会の承認をいただきまして、長期休業日等々の開設時間、30分前倒して開設していただいておりますし、お弁当の提供も始まりました。少しずつではありますがありますけども、よりよい環境を整えていきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 先ほど遠山委員のほうから御質疑ありました、3校における児童クラブと子ども教室の登録者数についてお答えいたします。取手東小が児童クラブ134名、子ども教室が52名、高井小学校が児童クラブ198名、子ども教室が72名、藤代小学校が児童クラブ112名、子ども教室が43名となっております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員、今の答弁に対して何かまだ一言あれば。もう時間はないので、一言だけお聞きください。

○遠山委員 教育部長としては、一生懸命効果を今報告説明されているだろうけど、私としては、決算期に当たってこの点を質疑してたということで、その辺は十分承知してますので。ちょっと今、人数聞くと児童クラブと子ども教室の何かこう——ちょっとその辺の補助金とのバランスが何かどうだったのかなと思うんだけど、児童クラブのほうは人数多かった今、報告で——ああそうですか。ちょっと聞き取れなかったかなと思います。じゃあ分かりました。後で会議録見て確認します。

○佐藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。

岡口委員。

○岡口委員 岡口です。遠山委員が、教育相談について、2番、教育相談状況と課題・対策についてという質疑をされました。で、笠井センター長が、不登校の生徒が今は多いというふうなことでした。で、学校の先生方たち、不登校になる子の未然防止というのがすごく大事になってくると思うんですけども、そういった点で、この市——学校連携支援員さん、学校教育相談員さん、3名、4名とかというふうな人数だということなんですけれども、それは十分な人数なんですか、お願いいたします。

○佐藤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 岡口委員の質疑にお答えいたします。教育相談部会の協議の内容に関しては登校渋り、不登校に関するものというものも多く挙がっております。ただ教育相談部会は、学校内で子どもたちの困り事、保護者の困り事をキャッチして組織で対応するという中で、助言を加えたり福祉との連携をするのが学校連携支援員の仕事ですので、4名で20校担当しておりますので十分だと考えております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員——笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 私のほうからは——センター長、笠井です。そういった不登校が増えているということに関しては、教育相談部会とともに、今年度より不登校対応支援員ということで、まず市内小中学校の不登校にどのように対応することが一番いい

のかということで、センターのほうに1名支援員を配置して、今後、取手市内の小中学校の子どもたちのために、不登校対応をしっかりとやっていきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。センターのほうに1名職員が配属されたということはとてもよいことだと思います。各学校の先生方が保護者とか児童生徒の悩みとか、いろいろ地区には、やっぱり各学校にそういった先生方がいらっしゃったほうが、保護者も安心、子どもも安心できるんじゃないかなと思いますので、人数を増やしていただけるような、相談専門の先生が常駐できるような形になるといいなというのが思いなんですけれども、予算建てのほうもよろしく願いしたいと考えております。ありがとうございます、以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと私のほうから、関川委員が給食運営に要する経費のところ質疑しまして、いろいろな安全な給食をということで関川委員のほうから質疑あったと思うんですが、食材の在り方というところでも、取手では結構気をつけて……。

〔「それ質疑する、一般のケースだよ、それは」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 そうだよ。

○山野井委員 いや、違うでしょう。委員の質疑に疑義があるかどうかでしょう。

○遠山委員 疑義というか、だから食材について……。

○山野井委員 関川君に質疑したらどうですか——違う質疑。私に聞くの変ですよ。追加質疑していいんですか、そしたら。

○遠山委員 追加質疑の時間だよ、今これ。

○山野井委員 違いますよ。

○佐藤委員長 先ほどの……。

○山野井委員 やり取りの中で情報が違うものだったりとか、委員の質疑に間違いがある、例えば認識違うものとかを確認するのは、ありなんじゃないですかね。追加質疑だったら、これになっちゃいますよ。

○遠山委員 ていうか、食材について最後発言してたから、そこにちょっと……。

○山野井委員 関川さんには聞かないんですか、逆に。そういうもんじゃないの。

○遠山委員 山野井さんはこの間、私に質疑してたけど。

○山野井委員 そうです。だけどそういう問題じゃないですよ。

○遠山委員 どういう質疑だった——えっ、質疑……。

○佐藤委員長 ちょっと休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時01分開議

○佐藤委員長 再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。今追加でのことはなしということで、なしと認めます。ここで認定第1号のうち、教育費について質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため、11時5分まで休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時06分開議

○佐藤委員長 再開します。

次に、土木費を議題といたします。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、質疑通告順に質疑を行います。7人の委員から通告がありました。

まず初めに、古谷委員。

○古谷委員 古谷でございます。よろしくお願いいたします。私のほうからは、木造住宅耐震事業に要する経費について御質疑させていただきます。報告書184ページでございます。まず最初に、令和——耐震に要する経費ということで、令和4年度5件、令和5年度年4件と耐震診断をされているとありますが、ちょっと少ないという感じがしますが、その効果を伺わせていただきます。

○佐藤委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 建築指導課、田中でございます。お答えいたします。木造住宅耐震診断数から見る効果ということですが、令和5年度は4件の耐震診断を行いました。これまで木造住宅耐震診断事業は平成17年より実施しておりまして、延べ546件の無料耐震診断を行ってまいりました。診断を行っていただいた546棟のその後ですが、こちらで現在把握している限りでは、市の補助金使う・使わないにかかわらず耐震改修を既に行っているのが74棟、建替え等もあり解体除却されたものが51棟ございます。事業による啓発の効果は一定数現れていると考えております。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。平成17年からですと、すごい件数だなと思ってびっくりしました。また、補強に関しては、令和4年が2件、令和5年度は1件とのことですが、診断に対して全世帯がもちろん補強工事ができるという状況ではないと思います。補強工事をするとなると、やはりそれ相応の金額、また、準備といいますか、かかると思います。この補助金——補強に対する補強工事の補助金の拡大はお考えでしょうか。

○佐藤委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。この改修工事の補助金の拡大ということですが、こちらのほうは以前は耐震改修設計に対する補助が10万円、改修に関する補助が最大30万円という制度でやっておりましたが、令和3年度からこの設計を伴う改修工事に対して、限度額100万円と大幅に増額した額で実施しております。今のところ、こちら国の補助、県の補助を使ってこの100万円という額を補助しているわけですが、この額で今のところ——今後増額していくという予定は今のところございません。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。診断に対してどのくらいの補強をするかというのは、そのおうちおうちによって違うと思いますので、その辺もちょっと、特に高齢者が住んでる住宅とか年数がたっている住宅に関しては、この補助金というか、その補強の工事に対してはとても一歩踏み出す勇気が要る工事なのかなと思います。でも今、南海トラフとか地震が本当に頻発しておりますので、本当にもう少しこの事業を推進していただけたらと思います。また広報とりでとかホームページなどでも、市民の皆さんに対する周知は徹底されていると思います。本当にこの診断の増加の見込みというのはあるでしょうか。

○佐藤委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。今、委員おっしゃっていただいたとおり、広報やホームページ等で私どもで啓発活動のほうを行っております。以前にも御紹介させていただいたんですが、過去に耐震診断を受けていただいた方に、改修工事の御案内・ダイレクトメールや直接訪問して御案内したり、あと旧耐震基準で建てられた住宅の方に、職員が一人一人、一軒一軒、直接ポスティングというのを実施してございます。以前にも御紹介させていただきましたが、今のところ延べ1,800戸にチラシを配布しております。チラシを受け付けないお宅もございまして、トータルで2,100軒ほどお宅を回って、直接この耐震のPRというのをさせていただいております。実際のところ、この改修工事を行うのは御自身になりますので、基本的には個人の財産ですから、御自身の財産を守る、御自身の命の安全性を高めることを意識していただけるように、これからも引き続き安全性に関する知識普及の向上を努めるように進めていきたいと思っております。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。補強となると個人で出費するようになると思います——もちろん補助金もありますけれども、本当に推進をお願いしたいと思います。またこの報告書にも効果のほうにありますように、「地震災害に強いまちづくり」とあるように、木造住宅がまだまだ取手市内多いと思いますので、さらに診断補強の拡充をお願いいたします。以上でございます。

○佐藤委員長 次に、山野井委員。

○山野井委員 決算報告書の177ページ、道路維持補修について質疑をいたします。補修人員の体制についてお尋ねしたいんですが、令和6年に1名、また令和7年にも複数名を募集するというので、一般質問でもやり取りさせていただいたその延長のような話になりますけれども、どのような方針によるものでしょうか。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。山野井委員の質疑にお答えいたします。現在補修係として、事務員2名によって、日常の補修要望の事務処理、外注による修繕設計書の起工・契約、現場監督、橋梁及び横断歩道橋の長寿命化の推進、委託業務や各種補助金補助申請など、職員1人に対し非常に大きな負担がかかっている状況となっております。また、先ほども言いましたとおり、技術職4名、会計年度任用職員3名の合計7名で、市道の補修作業、毎年の道路パトロール、災害時の応急処理、原材料の購入手続など対応してましても、毎年の要望処理件数に向けて作業を進めております。職員のほうの——先ほどち

よっと採用の話に触れていただいているんですけども、多くの小規模修繕要望や緊急時や災害の対応についてもレスポンスがよく、復旧作業に対応できるメリットを重視、採用という形を取っております。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 分かりました。即動的に動きたいのということは分かりました。それは別に外部に発注する工事、これはその補修に当たらない大きなものだったり、そういったものを外注するんだと思うんですけども、それを——例えばそれを増やすとなると、当然、——2と3ちょっと一緒に聞いちゃいますけど、当初予算をある程度見積もって——大きく見積もっていくほうがいいと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○由良管理課長補佐 管理課の……。

○佐藤委員長 由良補佐、挙手してから。

由良補佐。

○由良管理課長補佐 管理課の由良です。質疑にお答えします。当初予算については、基本的に毎年度予算ベースで計上しております。なお、道路長寿命化やエレベーター・エスカレーターのような年次計画による修繕を行うものについては、毎年度、年次計画に応じて変動しております。また、年度末に要望を受けた比較的規模が大きい外注による発注案件については、次年度に対応せざるを得ないことから、補正予算にて不足分の予算措置を行っております。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 分かりました。補正をしていくという考えはよく分かりました。ただ、近隣他市との比較をさせていただくと、お隣の守谷市なんかは道路の総延長が取手市の半分ぐらいの道路延長距離なんですけども、今言った当初予算ベースで見えていくと、例えば——この振り分け方でどの会計がどこにというのはもちろん、やり方違うんで一概には言えないんですけども、例えば市道の整備改良については、取手市は2億6,900万円——いろんなもの含めてなんですけど、計上しているんですが。例えば市道の整備、守谷に関しては5億2,700万円あるわけなんです。また、道路維持補修材料費においても、今回いろいろ資料出していただいて、全部足しても大体5,000万円ぐらいと。守谷市は2億2,900万円持っているんですね、最初に。長寿命化工事についても、ほぼ同額かそれ以上の金額を予算でまず持っているというところで考えると、やはりこの予算を、もう少し外注工事に振り分けられるような予算を私は組むべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。私どもも市全体の予算の中で割り当てられている金額の中で、維持管理等を行わせていただいております。そんな中で一般質問のほうでもちょっと答弁させていただいたんですけども、大分経年が経ってしまっている——昭和40年から50年代にかけて住宅造成とか道路のほうの築造というところがありますので、そういうところも含めて予算のほうに関しては今後増えていくと考えております。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 自然増ではなくて、一般質問で私いろんな資料をお見せして御説明したと

思うんですけど、今後、本当10年20年で建築年数が50年とか超えてくるのが半分超えてくると。予防保全をしないと、何かあったときに市民の財産・生命に影響が出ないようにどんどんどんどん修繕を計画して、どんどん社総交なんかも使って——これ守谷使ってるけど、ここ、とりで未来創造プランでも重要視していると書いているんですから、きちんと予算を財政部に要求してください。以上です。次に行きます。

○佐藤委員長 渡来部長。

○渡来建設部長 建設部、渡来です。山田課長の補足答弁をさせていただきます。今の御質疑ですと土木費をさらなる予算増額ということで、何かこうバックアップしていただいているような御質疑でありありがとうございます。今、委員の中のお話の中でも、とりで未来創造プランのほうのお話を出していただきました。この中でも、道路ですとか、雨水排水設備、それと公園の維持管理、こういった日常生活に直結するインフラ整備というものは、重点事業として挙げさせていただいているとおり、我々建設部の担う業務というのは、安心して日常生活を送ることができるまちづくりの本当に基盤を担っている部分なんだろうと思っております。今回の定例会におきましても、こういったものに関連する事業の補正予算のほうは計上させていただいております。委員から何度も御指摘いただいておりますけども、市の財源、人材というのは限られてます。こういった中でも効率的かつ計画的に対応できるかというのが、こういったことを検討する一方で、山野井委員のほうからの一般質問にありまして、少しでも多くの国庫補助金、こういったものを活用することが必要だと考えております。建設部といたしましても、必要な予算措置に努めまして、併せて各種財源の活用、こういったものも引き続き調査研究してまいりたいと思います。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 ありがとうございます。次に行きます。排水対策についてということなんですけども、決算書348ページになりますが、この吉田保育所の跡地の活用方法についてお尋ねをしたいと思っております。この吉田保育所は解体してからしばらく時間がたつんですけど、かなり大きな空き地があそこにあります。これはどのような活用の計画があるのかお尋ねします。

○佐藤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 排水対策課、飯塚です。ただいま、山野井委員の御質疑にお答えします。吉田保育所跡地ですけれども、井野雨水幹線の下流域に位置してございます。将来、雨水排水用地として有効な活用を図ることを目的に、令和3年度から排水対策課で所管し維持管理を行っております。令和3年度に取手地方広域下水道組合で策定した井野雨水幹線流域の浸水対策では、井野雨水幹線の負担を軽減させるため、調整池のような雨水貯留施設の設置に適した場所としては中流域である井野団地周辺に整備する方針が示されております。この整備計画において吉田保育所跡地は雨水施設としての活用方法も検討されていることから、今後はより実効性のある雨水排水施設整備について、取手地方広域下水道組合と協議を進めていきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○**山野井委員** 取手地方広域下水道組合との協議ということで、下水道組合議員なんで、そちら側からも聞いてみたいと思いますけど、いつぐらいになるんですかね。

○**佐藤委員長** 飯塚課長。

○**飯塚排水対策課長** お答えいたします。計画の中では様々な検討案やそれぞれの段階的な対策計画が示されていますが、整備時期につきましては、今、現時点では明確となっております。施設整備の可能性については、取手地方広域下水道組合と協議を進めていきたいと考えております。以上です。

○**佐藤委員長** 山野井委員。

○**山野井委員** 明確に何を、その計画をいつ頃実行するのかというのはちょっと見えないということで、今の段階でこれだとかかなり先になるなと思っています。この土地は、実は取手市の土地と民間の土地両方合わさってしまっていて、恐らく取手市としては賃借料をお支払いしていると思います。例えばこの計画が先になるのであれば、暫定的に違う利用の仕方が何かないかと思っております。例えばドッグランを時限的にやるとか。あの辺はちょっと住宅は結構あるんですけど駐車場が少なかったりとか、自転車置き場なのか何なのか、少しそういう市民の役に立つ利用の方法が何か考えられませんかでしょうか。

○**佐藤委員長** 飯塚課長。

○**飯塚排水対策課長** お答えいたします。現在、吉田保育所跡地については、雨水施設の整備を目的とした行政財産として管理しております。また、土地所有者の方とも、この土地を雨水排水敷地として使用管理することを目的として賃貸借契約を締結しております。このために、その用途以外の利用には制約がございますので、御提案にあるような暫定利用は今現在難しいと思われまます。以上です。

○**佐藤委員長** 山野井委員。

○**山野井委員** 恐らくそういう答弁になると思いましたが。

[笑う者あり]

○**山野井委員** (続) 取手市の土地が入ってますよね、3,000 平米ぐらいあるのかな。これは御自身の取手市の方針変更で変えられないんですか。

○**佐藤委員長** 飯塚課長。

○**飯塚排水対策課長** お答えいたします。ただいま取手市所有地ということで、旧吉田保育所の全体面積は約 5,969 平米ですので、そのうち取手市所有地が 3 筆ございまして、約 3,590 平方メートルであります。民地のほうが 2,379 平方メートルとなっておりますので、今後そちらの——ただいま山野井委員のおっしゃられたように、分けて考えられないかということでございますけれども、先ほどおっしゃいましたように、下水道組合のほうとの雨水排水施設の整備ということもありますので、その辺はちょっと今後課題として考えていきたいと思っております。以上です。

○**佐藤委員長** 山野井委員。

○**山野井委員** 分かりました。あと取手市の土地と民地が一緒になってますので、民地の賃貸借契約も調べると 3 年置きに更新するということですから、そのときに例えば利用の方法について暫定利用を盛り込む契約を行うとか、またそれが無理であれば、多分通行利

用権の設定などで、要するにそれをクリアできるのかなと思うんですけど。問題なのは、いつやるか分からない事業のために、借地に……

〔前野議会議務局長ベルを1回鳴らす〕

○**山野井委員** (続) 賃料を支払い続けているので、それ自体を解約しろとかという話ではないので、要するにそれをうまく使って、市民全体の有益な方法として工夫ができませんかという問いなんです。それを含めて、もう一回答弁していただけないですか、部長のほうから。

○**佐藤委員長** 渡来部長。

○**渡来建設部長** 建設部、渡来です。お答えさせていただきます。まず基本的な考え方といたしましては、飯塚課長のほうからの答弁にありましたように、雨水施設の整備を目的といたしまして管理を行っていることを御理解いただきたいと思います。こういった雨水施設の整備に当たりましては、今後も下水道組合との協議も行っていくこととなります。今、委員のほうから御提案いただいた暫定利用ということに関してなんですけども、これはもちろん下水道組合との調整とか、それと賃貸借契約のほうを行っている土地所有者の方のお考え、こういったものも伺う必要があるんじゃないかなと思います。また周辺も住宅地となっておりますので、環境面に配慮することも必要かなと思います。こういった点を踏まえまして、今後の管理方法、こういったところにつきましては、今後の課題にさせていただきます。以上です。

○**佐藤委員長** 山野井委員。

○**山野井委員** ありがとうございます。最後の質疑です。屋外広告物の事務に要する経費についてなんですけども、今回消耗品の内容についてお尋ねをしております。ここにごみ袋とかそういったものがあると思うんですけど、それは何に使われてるんでしょうか。

○**佐藤委員長** 石井補佐。

○**石井都市計画課長補佐** 都市計画課、石井です。山野井委員の質問——質疑にお答えいたします。今ご指摘のありましたとおり、屋外広告物の事務に要する経費の使用用途といたしましては、主に事務用品として、ペンや付箋、トナーカートリッジなどのもの、あと、屋外広告物の簡易除却を行う際のごみ袋が費用に当たります。以上になります。

○**佐藤委員長** 山野井委員。

○**山野井委員** 建設委員会を傍聴しまして、石井議員の質疑からもいろいろ読み取ることができたんですけども、要するに違法の——不法に投棄された違法看板なんかを、そういったものを含めて——そういったものをごみ袋とか事務経費で出しているわけなので、やはり所有者が分かるものについては請求するべきものがあるだろうと思うんですが、それは何か——県のほうで何か連携してやっているとのお話を、ちょっとその辺を詳しくお聞かせいただけませんか。

○**佐藤委員長** 石井補佐。

○**石井都市計画課長補佐** お答えいたします。まず、屋外広告物法第7条第4項におきまして、違反——条例に違反した広告物、今回で言えば立て看板などがこれに当たりますが、こちらを市で除却を行うことができるとされております。今回、これにより除却した広告

物は、屋外——茨城県屋外広告物条例第19条の3によりまして、保管した広告物の名称、種類及び数量、広告物が放置されていた場所及び除却した日、広告物の保管場所、広告物を返還するために必要とされる事項を公示するとされており、こちらに違反した者が特定され——できた場合につきましては、市で違反広告物を保管していることを伝えた上で、取りに来ていただくような形になります。ただ、屋外——茨城県屋外広告物条例でそのあと返還——違反者が特定できなかつたりとか期限を過ぎても取りに来ない場合、こちらについての期限というのは、屋外広告物法第8条で6か月とされているのですが、6か月を過ぎると市の財産——違反の広告物であっても市の財産に切り替わることになります。その後、今度市の財産になったことで、その後、処分を行うというようなのが、流れとなっております。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 分かりました。うまくできてるとは思わざるを得ないんですけども、違法に設置されたものを処分するのに市の税金を使うというのはいかがなものかなという視点で、これをおっしゃって——言わせていただいていますので、これは仕方ないと思うんですが——例えば、今、罰則といますか、この間、そういったものは特に必要がないようなお答えだったんですけど、他市でそういった罰則をつくってるところがあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○佐藤委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 お答えいたします。こちら今、屋外広告物法、茨城県屋外広告物条例の中で、罰則というのは既に設けられております。茨城県屋外広告物条例の中で手続といたしましては、まず違反者に対して口頭指導または文書指導、それでも従わない場合には勧告を行ったりとか、それでもさらに従わない場合には、その違反主の情報を公表したり、さらに——公表でもさらに応じない場合には、是正命令という形でもう少し強い口調のもので手続を——以上の4つの段階で手続を踏むこととなります。それでさらに是正が見られないような場合につきましては、県と連携して罰則の検討に進むこととなります——なるのですが、その後——今、罰則ということで**県に対して告発【「県に対して告発」を「県を通じて違反者を告発する」に発言訂正】**という手続があるんですが、それについての茨城県内での事例というのは、現在ないというような状況になります。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 分かりました。町の景観に重要な要素だと思いますので、スピーディーに——よりスピーディーに情報を集めて処理していただくようお願いをしたいと思います。以上です。

○佐藤委員長 次に、岡口委員。

○岡口委員 岡口です。よろしくお願ひいたします。私からは2つ質疑させていただきます。1つ目、報告書192ページ、小堀の渡し運航に要する経費についてです。小堀の渡し運航業務委託料の詳細について、お伺ひします。

○佐藤委員長 蛸原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** 水とみどりの課、蛭原です。御質疑にお答えいたします。委託料には、運航に当たる船長の人件費、また一般管理費、船舶等を管理運航するための燃料費、損害賠償保険料、オイルエレメントなどの消耗品等が含まれております。また通常のルート運航のほかに、船着場関連施設の点検や清掃、草刈り等の維持管理が含まれているほか、台風等により利根川が増水したときの船や代船等の監視、また船着場に係留しておけないほどの増水時は、利根川下流への移動費用も含まれております。以上です。

○**佐藤委員長** 岡口委員。

○**岡口委員** ありがとうございます。この委託業者というのは、もう専属なんですか。

○**佐藤委員長** 蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** お答えいたします。取手市で委託しているのは、多分そこだけになると思います。潮来市のほうにあります船会社になります。

○**佐藤委員長** 岡口委員。

○**岡口委員** ありがとうございます。先ほど詳細な金額をお示しいただきました。私自身で感じたのが、1,400万円近く、一月だと120万円、1日約4万円だなというふうなことで、次の質疑にもかかってくるんですけども、この1日の運航状況、7便というふうにあるわけなんですけれども、そうすると4万円で7便ということなんですけど、1日あたりはどれぐらいの人数利用でしょうか。

○**佐藤委員長** 仁杉副参事。

○**仁杉水とみどりの課副参事** 水とみどりの課、仁杉です。お答えします。令和5年度は306日運航いたしまして、乗船者数は3,436人でした。内訳としましては、平日は195日で1日あたりは約4.5人、また土日祝日は111日運航で1日あたり23.1人でした。以上です。

○**佐藤委員長** 岡口委員。

○**岡口委員** ありがとうございます。令和4年度と5年度に関しては人数が減ってるわけなんですけれども、その辺の原因とかはどう捉えていらっしゃるでしょうか。

○**佐藤委員長** 仁杉副参事。

○**仁杉水とみどりの課副参事** お答えいたします。令和5年度の気候が春から秋にかけて気温の高い状態が続き、東日本では記録的な高温になったことで外出を控えるようになったことが、乗船者の減少になった理由の一つではないかと考えております。以上です。

○**佐藤委員長** 岡口委員。

○**岡口委員** ありがとうございます。この利用者数なんですけれども、大人・子どもと分かれていますか、これは市内なんですか、市外なんですか、この内訳等は調べたりはなさってるんでしょうか。

○**佐藤委員長** 仁杉副参事。

○**仁杉水とみどりの課副参事** お答えいたします。詳細については取っておりません。以上です。

○**佐藤委員長** 岡口委員。

○**岡口委員** 観光ということをうたっていらっしゃるわけで、市内の方がどれぐらい利用

して、市外の方はどれぐらいなのかというアンケートとかを調査——アンケートなどを取りながら調査をして、観光業としてもっともっと小堀という渡し、本当に取手市の魅力の一つだと思います。これを資源として——観光資源としてうまく活用できるように、ぜひアンケート調査を図ってもらえたらいいなというふうに思います。また、土日の利用状況ということで、先ほどあまり人数、聞こえなかったんですけども、土日はどれぐらいの割合なんでしょうか、もう一度お願いします。

○佐藤委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えします。失礼いたしました。土日のほうは、111日運航いたしまして、1日あたりは約23.1人でした。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員——蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。小堀の渡しですけれども、利根川舟運により栄えた取手宿、また河岸としてにぎわった小堀地区の歴史を伝える、取手市の貴重な財産であると考えております。小堀の渡しは、現在、利根川下流域に残った唯一の渡し船となっております、雑誌やマスコミ等にも取手市を代表する観光名所として取り上げられるなど、市の貴重な観光資源となっていることから、今後も一層PRを進め、利用者増を図ってまいりたいと考えております。また、今回、岡口委員より御指摘いただきましたアンケート、今後実施しまして、データのほうを収集して、今後につなげていきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。休日だと1日123名程度というふうなことをいただきました。またアンケートもしてくださるというふうなことで、休日と祝日の便数をいろいろこう工夫したりとか、あと運航状況——私、小貝川と利根川を周遊みたいな、そういうふうなこともいいんじゃないかなど。次の交流とかという、3501番にある——要する経費にもあるんですけども、利根川、小貝川をうまく利用する、あるいは、戸頭から小文間のほうまで行ってみるといって観光船とかというふうな便もどうかというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 蛭原課長。——休日の人数をもう一回答えて。今123と言ったような——23.7と言わなかったでしたっけ。私がちょっと聞き取れなかったんで、もう一回そこも含めてお答えください。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。1日あたりで約23.1人です。

〔「それだけ」と呼ぶ者あり〕

○仁杉水とみどりの課副参事 約23.1人です。

○佐藤委員長 休日の平均ですよね。土日の平均がその人数ということですよ。蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。今、岡口委員から御提案いただきました、戸頭方面また小貝川方面への周遊ですけれども、現在、小堀の渡し、1周するのに約50分ということで7便が今限界となっております、戸頭方面、今度、小貝川方面となりますと、川の深さが問題になってきます。常磐線、また6号線から上流のほうはかなり浅く

なります。また江戸時代から明治にかけてですか、水位を高くするために岩礁が陸のほうから川のほうに出ておりまして、なかなか船の運航には難しいということがあります。また小貝川のほうも、豊田堰、開けてしまいますと、もう砂が見えるほど浅いということで、なかなか定期運航、また——失礼しました、船の運航には難しい環境にあるんですけども、調査研究はしてまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員、質疑を——最後、要望じゃなくて質疑をしっかりして終わりにしてください。

○岡口委員 ありがとうございます。以上でこの質問——質疑は終わらせていただきます。続いての質疑です。報告書 195 ページ、市営住宅管理に要する経費についてです。市営住宅使用料収入状況における滞納繰越分の状況についてお伺いします。

○佐藤委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 管理課、今井でございます。岡口委員の御質疑にお答えさせていただきます。市営住宅使用料につきましては、現年度分、また滞納繰越分（過年度分）になります。この2つに項目を分けて管理を行っているものでございます。委員ご指摘の令和5年度決算報告書、195 ページに記載されております市営住宅使用料収入状況にございますように、現年度分の使用料につきましては、未納となりました入居者に対し毎月行います督促状の発送や、ふだんから入居者に対するお声かけ等により、約99%の収納率となっております。また、滞納繰越分、いわゆる過年度分の収納につきましては、調定額に対して約7%にとどまっております。入庫後——失礼しました、入居後、複数年にわたる滞納がございまして、個人の方の未納額も大変大きくなっている状況にございます。当然、現在も入居されている方につきましては、毎月の住宅使用料も発生しているため、現年度分と過年度分の未納額を同時に納めていただくということもなかなか困難な状況にございますので、該当する入居者に対しましては個別に話し合いを行い、分納計画を立てながら、計画的な支払いをお願いしているものでございます。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。滞納されている方の、どういうふうな状況で滞納に至っているか、あと年齢層とかはどんな感じになってるんでしょうか。お願いします。

○佐藤委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 お答えいたします。滞納に至る状況というのは様々なものがあるかと考えられます。滞納繰越分の中の内訳というところになるかと思うんですが、約28名の方が該当されておりますが、中にはもう既に退去された方もいらっしゃいます。また現在も引き続き入居されてる方もいらっしゃいます。年齢層については、幅広い中での該当者がいると考えております。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。市の財政的な影響はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○佐藤委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 お答えいたします。御承知のとおり、調定額についてはかなり大き

く膨らんでいるものもございます。ただし、どうしても住宅の過年度分の使用料につきましては、回収が難しいといったような場合もございます。このような場合には、取手市の債権管理条例により、債権の放棄ということも考えながら対応を進めて——行っております。前年——令和5年度につきましては対応してないんですけども、令和4年度には1件ほど、この債権管理条例による債権の放棄ということも行っている状況です。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。続いてなんですけれども、この滞納を減らすための予防策とかはどうでしょうか。

○佐藤委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 お答えいたします。先ほどの回答にもございましたが、現年度分等々につきましては、滞納が見られる場合には毎月毎月行います督促状の発送、または担当職員によるふだんからの入居者へのお声かけ等によって、数字にも現れますように、現年度分については99%の回収率でございます。これにあるように、現年度分だけではなく過年度分につきましても該当する方との細かな——きめ細かな打合せの中で、どのような形で回収が可能なのかということをよく御相談させていただいた上で、収入のほうにつながるよう努力しているところでございます。以上です。

○佐藤委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。この滞納されている28名の方が気持ちよくお支払いいただけるように、引き続き丁寧に御対応をお願いしたいと思います。以上で私の質疑を終わらせていただきます。

○佐藤委員長 次に、久保田委員——石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 すみません、都市計画課、石井です。先ほど山野井委員の質疑に対しての答弁、ちょっと訂正がありますのでお願いいたします。先ほど「県に対して告発」という発言をさせていただきましたが、「県を通じて違反者を告発する」という流れになります。失礼いたしました。訂正をお願いいたします。

○佐藤委員長 山野井委員のほうから、大丈夫ですか。訂正のほう——修正のほう、理解しました。

次に、久保田委員。

○久保田委員 報告書176ページ、道路管理に要する経費について。地球温暖化の影響を受けて集中豪雨に度々見舞われておりますけれども、この浸水検知システムを設置してからの作動状況についてをお聞きします。

○佐藤委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 管理課、鈴木です。久保田委員の質疑にお答えいたします。浸水検知システムを設置してからの作業状況につきましては、今年の6月2日に発生した大雨により、久賀小通りに——通り交差点に設置いたしましたセンサ、番号4番に浸水反応を確認しております。システムの浸水状況についてのメールによる通知が報告されております。報告につきましては、16時6分に冠水通報、通行注意開始、浸水水位が定水位10センチ以上、その後3分後の16時9分に冠水通報、通行注意解除、浸水水位が定水位10センチ

チ未満となっており、職員による作業はございませんでした。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 ありがとうございます。リアルタイムで把握とありますけれども、これは今メールとおっしゃいますけれども、どのようなシステムになってるのでしょうか。

○佐藤委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 管理課、鈴木です。質疑にお答えいたします。こちらにつきましては、市のほうの登録の方にはメール通知——先ほど申し上げた水位に達した際、10センチの際と20センチの際にメールが届くようになっているんですけれども。それ以外に、ホームページ——ホームページというか市のほうで見られますサイトのほうにシステムの状態が出るようになっております。通常ですと緑色の表示で表示されておりますが、こちらのシステムに感知がございますと色が黄色、20センチ以上になると赤になるという形で、システム上で見られるような形となっております。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 そのシステムで把握した後は、対外的なところでは交通規制ということがあったんですけれども、双葉の住——双葉に住んでいらっしゃる住民の方に対しては、どのような流れになっていくのでしょうか。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。質疑にお答えいたします。私どもに関しましては、そちらのほうの久賀小通り、中央通りという大きな2つの通りなんですけれども、こちらのほうの交通量が大きいということで、そちらの通行規制のほうを主としてセンサのほうを活用しながら規制をしているところでございます。住民に対してどのようなところはあるとは思いますが、あくまでも水位——例えば10センチ超えると歩くのは非常に困難であるとか、20センチを超えてしまうと車も通行できない状況とか、そういうところを把握しながら、警察・消防様のほうと連動して規制をかけている状況となっております。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。6月2日以降で、この浸水検知システムが作動したということはあるのでしょうか。

○佐藤委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 質疑にお答えいたします。6月2日以降の作動状況は確認しておりません。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。この浸水検知システムを設置してから、とにかく双葉の皆さんたちは、リアルタイムでもう水が来てるというのが分かるということなので、これからもその市民の安全安心のためのこの取組を、さらにまたよろしく願います。以上です。

○佐藤委員長 次に、杉山委員。

○杉山委員 私のほうからは水辺利用推進に要する経費について。決算書357ページ、

報告書 191 ページでございます。まずこちら、とりで利根川河川まつり委託料となっております。そちらの詳細についてお願いいたします。

○佐藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 水とみどりの課、蛭原です。御質疑にお答えいたします。昨年の10月に利根川河川敷の取手緑地運動公園を会場に開催いたしました、とりで利根川河川まつりでございますが、取手市よりとりで利根川河川まつり実行委員会へ開催を委託し、実行委員会が主催者として開催したものでございます。河川まつりでの出店者用のテントの設営、駐車場や会場の案内看板、仮設トイレなどの会場設営費のほか、催物の一つであります利根川での無料体験乗船につきましても、小堀の渡しの無料運航、国土交通省の河川巡視船の運航のほかに遊覧船をチャーターしたため、運航料や保険料などがかかっております。これらを含めまして、令和5年度の委託料は約114万円となっております。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 詳細ありがとうございます。理解できました。令和5年は114万円ということでした。令和4年の委託料は143万5,000円ということでしたが、こちら差額はどのようなものなのでしょうか。

○佐藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。主な違いは、利根川での無料体験乗船の船のチャーター代となります。令和4年度は5艘の船を使用し体験乗船を実施しましたが、令和5年度は4艘により実施をしたことで、チャーター船が2艘から1艘に変更になったことによるものです。体験乗船は、まず、小堀の渡し1艘を通常ダイヤで無料運航し、もう1艘の小堀の渡し、国土交通省の河川巡視船、チャーター船は、取手緑地運動公園駐車場前船着場を発着の約20分の周遊コースで実施——運航いたしました。1つの船着場を発着するため、乗船や下船、またライフジャケットの着脱の時間を取りますと、安全に運航するのは4艘であると判断し、令和5年度は4艘により無料体験乗船を行ったためです。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。理解できました、ありがとうございます。

次に、これまで、河川まつり多数行われてきましたが、成果と課題をお聞かせください。

○佐藤委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 水とみどりの課、仁杉です。お答えします。河川まつりは、利根川河川敷の自然と緑に親しみ、河川への関心と認識を高め、よりよい河川の利用等、円滑な河川行政を推進することを図ることを目的として平成10年から開始して、昨年度まで24回実施してまいりました。これまで多くの市民をはじめとした方に参加していただき、秋の利根川の雄大なすがすがしい河川敷の魅力を感じていただいたところが成果ですが、コロナ禍が明けても、とりで利根川河川まつりの客足が伸び悩んだことが課題となっております。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。コロナで2年間中止というお話の中で、こちらが——客足が——コロナ禍後に客足が伸び悩んでたということでした。そんな中多くのイベント、コロナ禍明けて復活して、客足も以前と同様か、それ以上に伸びているものも存在していると感じております。そんな中ですが、河川まつりについては客足が戻らなかったということなのですが、その原因については何か検証はされてますでしょうか。

○佐藤委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。とりで利根川河川まつりについては、河川敷で大人から子どもまで楽しめるような様々な催しを企画してまいりましたが、集客力の高い催物を企画できなかったこと、また、近年のレジャーやイベントなどの多様性も、来場者が伸び悩んだ原因であると考えております。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。そうですね、いろいろお話を伺いましたが、これについて、今後の取組についてお伺いいたします。

○佐藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。今年度より河川まつりを開催しない代わりに、とりで産業まつりのイベントの1つとして無料体験乗船の場を設け、多くの方が利根川の河川空間に親しんでいただけるよう準備を進めているところです。とりで産業まつりは知名度が高く、多くの方が訪れるイベントであることから、小堀の渡しの舟運事業を広くPRできるとともに、相乗効果が見込めるものと考えております。以上です。

○佐藤委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、やはり客足が伸び悩んだ原因をしっかりと検証していくべきだと考えております。こちら産業まつりの中でという話になっておりますが、今までの——ターゲットもいろいろ想定されているいろいろ企画されてきたと思うんですが、やはり少し産業まつりに入るということで、違うアプローチも考えていくべきなのかなというふうに考えております。小堀の渡しについては、先ほども岡口委員からの質疑でもありましたが、貴重な本当に観光資源であります。そして古い歴史のある渡船でもありますので、この歴史をつないでいくためにも、ぜひ子どもたちに多くもっともっと知ってもらう必要があるのではないかとというふうに考えております。今年度は産業まつりで行ってまいります商工会との連携、様々あります。これまでの河川まつりを踏襲するのも大事だと思うんですが、先ほど申したとおり、新たな客層へのPRをしっかりと考えて念頭に置きながら事前の告知も含めて進めていってほしいと思います。今後、渡しも含めて本当にすばらしいこの観光資源を広めていくために、多くの方が乗船していただけることを願っております。私からは以上です。

○佐藤委員長 次に、海東委員。

○海東委員 委員の海東と申します。よろしくお願ひ申し上げます。1点ほど通告をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。決算書357ページ、報告書193ページ、舟運交流推進に要する経費につきましてお尋ねします。報告書にもありますように、昨年度も利根川舟運による地域活性化事業の取組や活動など、実施されたことと思ひます。

また、沿線市町村の相互間の交流推進・活性化も図られていることと思います。昨年度の行事や活動など、実施というものはいかがでしたでしょうか。内容などをお伺いします。

○佐藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 水とみどりの課、蛭原です。御質疑にお答えいたします。これまでも利根川沿川流域の活性化、観光、特産品等のPRを目的とした舟運交流事業を様々な実施してまいりましたが、令和5年度、市では「いんざいぶらり川めぐり舟運体験と成田山バスツアー」と題しました印西市のぶらり川めぐりに体験乗船するとともに、印西市の観光名所であります小林牧場の桜と吉高の大桜を紹介するツアーを実施いたしました。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。様々な、行事などがあったのだと今改めまして感じたところでございます。ありがとうございます。利根川舟運・地域づくり協議会につきまして、昨年度は11月20日に総会が行われていると思います。この協議会の総会なども含めまして、昨年度はどのような協議・検討事項などがありましたでしょうか、具体的な内容などをお伺いします。

○佐藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。協議会では、令和5年度、利根川クルージングマップの発行などにより、利根川下流域の舟運事業、また協議会に加入する19市町村の観光名所などを紹介いたしましたこのマップには、取手市では、小堀の渡しを舟運事業として紹介しております。取手市が実施した交流事業を実施する際にも、訪れる自治体に情報等の提供をいただくとともに、舟運事業者、またツアーで回る名所等のコーディネーターなどの協力をいただいたところです。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 ありがとうございます。様々な連携も図られているのだと、そのように受け止めさせていただきました。では、活性化に向けまして、昨年度など課題などは挙げられているのかどうか、その辺りにつきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 舟運事業の課題でございますけれども、今まで様々な舟運交流事業やイベントなどを実施してございましたが、なかなか協議会も、取手市・我孫子市から一番河口に近い神栖市・銚子市まで約85キロにわたり、また霞ヶ浦に面した市町村の加入もございまして、19市町村がそろって同じ方向を向いて活動するということがなかなか課題であるかなと感じていたところです。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。取手市はこの協議会の会長になっていると思います。様々な御苦勞もあるのではないかなと、そのように感じるところでございます。水上事業につきましては、陸上と違いまして難しいところも多々あるのではないかと感じるところでございます。こういった課題解決に向けまして、なかなか一緒の方向に向けて進めていくのが難しいと、今お話があったところではありますけれども、沿川

自治体との交流、図られている、進められているとは思いますが、国の機関——利根川の下流河川事務所であったりですとか、あと、この協議会の最初のきっかけになりました内閣府の地方の元気再生事業の選定もされまして、この協議会、この利根川の舟運事業、内閣府の選定を受けられたと思いますけども、そういった内閣府など、ほかの機関との連携も大切になってくるかと思えます。こちらのほうの連携につきましては、昨年度も含めましていかがでしたでしょうか、お尋ねします。

○佐藤委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 水とみどりの課、仁杉です。お答えします。利根川舟運・地域づくり協議会は、取手市・我孫子市から下流と霞ヶ浦沿川の19市町村が正会員となっておりますが、準会員として茨城県・千葉県・国土交通省利根川下流河川事務所・霞ヶ浦河川事務所・独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所にも構成員として加入していただいております。利根川などの水面と——水面及び空間利用に関する助言等をいただいているとともに、情報交換をさせていただいているところです。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。様々な機関があったのだと、今感じたところでございます。そのように受け止めさせていただいたところでございます。ほかの自治体や機関との一層の連携、また水上の空間の利用促進など、さらなる活性化に期待しておるところでございます。引き続きまして、よろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。ありがとうございました。

○佐藤委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。まず1点目、道路維持補修について質疑、行います。前年度繰越分というふうに、毎年、決算額、挙がってますけれども、大きな事業が継続されてるということの現れということなんでしょうけれども、裏ページにデッキの改修というところで、その辺が当たっているのかなあとは思ってはいるんですけど、状況を説明願います。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。遠山委員の質疑にお答えいたします。この繰越明許費のほうなんですけども、大きくは工事請負費としまして、取手駅西口デッキの補修予算として計上しております。同工事は、取手駅北土地地区画整理事業のほうの取手駅西口デッキの補強工事・シェルター工事・エレベーターの新設工事などと工事調整が必要となったため、繰越しを行っておりました。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 了解しました。

2点目の——ほかの委員からも出てますけれども、維持補修費というところでは、地域の皆さんから要望件数、多数あると——挙がっていると思うんですが、令和5年度は件数どのくらいだったんでしょうか。それに対する処理状況も説明願います。

○佐藤委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 管理課の由良です。お答えいたします。令和5年度、要望件数に対しての処理状況については、道路補修要望件数が744件に対し要望処理件数が713件と

なっており、処理率については約96%となっております。なお、残り31件につきましては、年度末の要望であったことや予算の関係から令和6年度に実施しております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 それでは、現時点ではほぼ100%、市民要望に対しては達成している、処理しているという認識でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。現段階では、処理のほうさせていただいてる状況になっております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そこは大変評価をしていきたいと思います。

続いて、次の質疑に移ります。都市交通政策について、運行表……

○佐藤委員長 2番、2番。通学路の取組。

○遠山委員 (続) ちょっとメモを書いてたから飛ばしちゃったね。失礼しました。通学路整備について伺います。取組状況と実績というか、状況を——教育委員会もいますね——説明願います。

○佐藤委員長 森川次長。

○森川建設部次長 道路建設課、森川です。お答えします。道路の安全対策工事、実績ということで御報告させていただきたいと思います。道路建設課といたしましては、令和5年度には決算報告書に記載をいたしました4路線の事業を実施しております。山王・東四丁目・桑原の3路線につきましては、歩道の新設や路面標示、井野台一丁目につきましては、既存側溝の整備と道路改良を行った後、道路両側を緑色に着色、外側線等も新たに標示し直し、安全対策を実施いたしました。なお、山王・東四丁目の2路線につきましては令和5年度で事業を完了し、桑原・井野台一丁目の2路線については引き続き事業を継続してまいります。道路建設課の所管の整備につきましては、令和5年度予定したものとしては全て完了しているところです。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと具体的になるんですけど、教育委員会も出席されているので確認なんですけど、取——取手西小から——西小の通学路の問題で、西小からちょうど郵便局、本局ありますよね、そこに向かって一部、何か土砂崩れの跡があって、たまたま私、通学時間そちょっと——ちょっと通ったんです、車なんだけどね。そのときに、スクールガードの皆さんから、「ここいつまでも直なくて」って言われて改めて確認したら——プログラム確認したら、何か挙がってないようなんですけど、その辺の状況はどういうふうになってんでしょう。建設部に行ってるということで——かな。

○佐藤委員長 星加副参事。

○星加道路建設課副参事 道路建設課、星加です。遠山委員の質疑にお答えさせていただきます。あちらは昨年度の——昨年度6月の集中豪雨によりまして崩壊した現場となっております、通学路の危険箇所にはなっておりません。以上です。——おりません。

○佐藤委員長 遠山委員——森川次長。

○森川建設部次長 お答えさせていただきます。今申し上げました、星加副参事のほうから御回答させていただいたところですが、もちろん通学路であることは通学路であります。で、通学路の安全プログラムというのは、各小中学校から、例えば危険箇所として御指摘をいただいて挙げていただくと——推進会議のほうに。で、今回の稲の現場につきましては、去年の豪雨による土砂災害ということで工事が必要な状況となっています。——よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 ただ、通学路には変わらないわけで、その辺は学務のほうでどう——どう捉えてんですか。

○佐藤委員長 直井次長。

○直井教育次長 学務課、直井です。お答えします。あの現場につきましては、崖崩れがあって、そこを工事していくということは既に決まっていたので、あえて学校からも、この場所をプログラムに載せてくださいという要望はなかったということでございます。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 プログラムには載ってなかったのかもしれないんだけど、通学路がたまたま、例えば、真っすぐ進んだら、そこの崖崩れを避けるようにちょいとまた横断して——反対側に横断して、また二、三メートル——1メートルか2メートル行ったらまた戻って通学路なってるんですよ。「これおかしいよ」ってスクールガードの皆さん言ってましたけど、その辺どういう捉え方してんでしょう。

○佐藤委員長 森川次長。

○森川建設部次長 お答えをさせていただきます。確かに、去年の6月からということで、かなりちょっとお時間をかけさせていただいてまして、御迷惑をおかけしているところだと思っております。で、あちらの現場なんですけども、実は災害復旧の設計を行った段階で、より強固なしっかりとした整備を行うために、のり面上部の用地買収が必要になることが分かりました。その後、設計ができてから、その辺の用地の交渉ですとか、そういったものに当たらせていただいたわけで、多少のお時間、すみません、いただいているところでございます。ただ、工事のほうも既に発注をいたしまして、用地のほうの交渉も——まだ契約には至ってないんですが、大体の御理解をいただいておりますので、今後は早急に進めてまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 見通しあるということで、確認、分かりました。

続いて都市交通政策についてです。運行状況ということで、運行経費の内訳も資料7番で報告いただいているんですけども、まず、この資料の令和5年度からバス使用——使用料を——出どころというか、決算上、項目変えたというんですけど、その辺のちょっと内訳というか、コミュニティバス運行経費補償金、この点、ちょっと説明を願います。

○佐藤委員長 高橋補佐。

○高橋都市計画課長補佐 都市計画課の高橋です。遠山委員の質疑にお答えさせていただ

きます。まず、こちらのコミュニティバスの使用料を、令和5年度からコミュニティバス運行経費補償金のほうに含めさせていただきましたが、こちらは運行事業者とのお話合いの中で、これまでバス使用料を毎月、毎月市のほうに請求していただいたんですが、そういった事務の削減のため、運行経費補償金のほうに含められないかというお互いの、相互の協議がございまして、市のほうとしても、支払い処理等のほうがこれは円滑化になりますので、また他市の事例を見ましても運行経費補償金のほうに含めている例がほぼ全て、むしろ取手市のほうが例外的な取扱いだということだったので、令和5年度のほうから、運行経費補償金のほうに含めさせて——させていただいたという次第でございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 効率化というのは大切なことだとは思いますが、ただ、運行経費を差し引いても、約1,236万、何か増えている、増額されているということなんで、その辺の状況を説明願います。

○佐藤委員長 高橋補佐。

○高橋都市計画課長補佐 お答えさせていただきます。令和5年度で、バス使用料を差し引いて、恐らく1,200万円程度のまだ増額がありますが、ちょっと令和5年度というのはいろいろと特別な支出のほうがございまして、まず1点申し上げられるのが、東南部ルートエンジンの交換——黒煙を出して、どうなってるのという話を議会からもいただいたんですが、そちらのエンジン故障対応ということで、税込みで約440万円かかっております。さらには、令和6年度4月1日にダイヤ改正を行いました。この準備として、令和5年度中に、例えば方向幕の作成であったり、音声の作成であったり、部分的なラッピングであったり、こういったルート・ダイヤ改正につきまして税込みで約420万かかっている。そのほかにも燃料費の高騰であったり、さらには令和4年度から令和5年度にかけて、中央循環東ルートの運行事業者が大利根交通から関東鉄道に変わったという、その対応とかもありまして、約1,300万円程度かかっているという事情がございませう。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろありますよね。7台分あればなおさらのことだと理解しました。ただ、この報告書のほうだと、利用者数がルートごとに出てますけれども、大体バス1台の利用者数というか、1台——1台を運行するに当たって、最高で何人ぐらい乗ってるんでしょうか。

○佐藤委員長 高橋補佐。

○高橋都市計画課長補佐 お答えいたします。コミュニティバスの運行につきましては、決算報告書に書いてあるとおり、363日間運行しまして、延べ15万5,866人、御利用いただいております。1便当たりの平均利用者数をまず申し上げますと、6.7人となります。お尋ねの、ルートごとの年間を通じての瞬間最大乗車人数といいますか、つまりバスの中に最大何人が一度に乗車していたかという数字につきましては、まずルートごとに申し上げますと、中央循環東ルートが24人、中央循環西ルートが21人、西部ルートが16人、

北部ルートが 27 人、東北部ルートが 25 人、東南部ルートが 24 人、小堀ルートが 14 人となっており、以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 なるほど、ワゴン車には乗り切れないというのは、ここから来てるんだなというのが分かりました。ただ、便数を増えれば——増やせば、あと 30 分待てば次来るからという、そういうこともあるかなというふうに私は解釈してるんですけども、今後の課題というところで計画つくっていくんでしょうから、そこら辺でと思っています。じゃあその点は分かりました。

続いて、木造住宅耐震診断についてです。報告書の 184 ページということで、先ほど古谷委員のほうから詳細説明、やり取りありましたけれども、私もその趣旨というかその方向での質疑なんです。私からは 1 点だけ、まず、効果として地震災害に強いまちづくりに寄与できたあって、寄与することできたあというふうにあるんだけれど、これでできたのかあ、というのが私の思いです。しっかり指導課やってくれてるというのはよく認識してるんですけども、その辺、今後に向けて本当にどうあるべきかというところ——前回のこの委員会のヒアリングの中でも、いろいろ苦勞されて取り組もうという姿勢というのは、すごく私たち感じたんですよ。でも、それだけに、市民に対して安全安心というところでどうなんでしょうか。

○佐藤委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 建築指導課、田中でございます。お答えいたします。遠山委員おっしゃるとおり、これで十分なのかと言われてしまうと、なかなか啓発にとどまるころなので難しいところではございますが、なるべく関心持っていただくように、なるべく診断等をやりたいという方にはやっていただくように取り組んでまいりたいと思っております。で、令和 5 年度は 4 件ということで、これまで募集棟数に応募棟数が満たないケースが結構ございました。なので、いろんな手を使って啓発を進んで——進めてきたところではあるんですが、今年度に関しましては、元旦に能登で大きな地震がございまして関心が高まって、問合せ・応募等が増えたところではございました。今年度、もともと募集していたのが 5 棟の耐震診断の——5 棟の募集のところ、15 棟の応募がございまして、抽せんの上、5 棟の耐震診断を今実施した——しているところですが、この抽出——抽せんで漏れてしまった 10 棟の方、関心があつてせつかく応募していただいた方——今現在キャンセル待ちという状態になってるんですが、何とか耐震診断、実施できないかということで、今、各所と調整してるところでございます。今、耐震改修補助のほうで、今年度 2 棟募集のところ 1 棟の実施で、1 棟分が不用額が出たものですから、それを活用しても国の補助、県の補助、あと耐震診断士さんを今の時期から派遣できるのか、確保できるのか。あと、引き続きこの応募された方が診断を希望されているのか、意向調査、その辺ちょっと確認して、今、できる限り追加でやりたいなというふうに動いております。これまで大きな地震の直後は応募が増える傾向にあったんですが、それが翌年度以降ちょっと持続しないのが続いておりまして、できる限り引き続き実績ベースで実施していくんですが、ニーズに応えられるように、柔軟に対応できるところは対応していきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

〔前野議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 前向きにというか、本当に努力されているというところで認識させていただきます。

最後、市営住宅管理についてなんですけれども、問合せや申込み状況をまず伺います。

○佐藤委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 管理課、今井でございます。委員の御質疑にお答えいたします。住宅に関するお問合せということでございますが、基本的には入居に関するお問合せということになるかと思えます。こちらにつきましては、毎年数——毎月数件のお問合せをいただいております。御承知のとおり、市営住宅につきましては築50年以上経過しているものがほとんどでございますが、現在入居可能となっている住宅につきましては、駒場地区でございます4階建てのA・B棟のみとなっております。こちらの住宅につきましては、間取りの関係上、例外はございますが、単身での入居ができないため、お問合せ内容の多くでございます単身での入居を御希望の方々につきましては、県営住宅または公的住宅となりますUR都市機構やビレッジハウス等々を御紹介しているところでございます。また、申込み状況でございますが、決算報告書にもございますが、令和4年度におきまして2戸の募集を行いました。申込みはいただいたところですが、最終的には入居には至っておりません。また、令和5年度、募集を行う予定はありましたが、こちらにつきましては、募集をかける前に災害等による一時入居を希望された方がいらっしゃったため、その方々に提供したことにより、通常の募集は行ったもの——行わなかったものでございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 令和4年度なんですけれども、募集、あった——応募はあったけれども入所、入居しなかった、その辺の理由って聞いてますか。

○佐藤委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 お答えいたします。最終的なお考えについてはこちらでも把握はしておりませんが、障がいのあるお子様がいらっしゃったりとか、また、場所が3階・4階と高層階になったというようなことも影響したのではないかと考えております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そういう意味では、市営住宅——要するに公営住宅なんですけど、その在り方というか、どのように担当課というか、受け止めているんでしょうか。

○佐藤委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 お答えいたします。取手市における公的住宅・公営住宅におきましては、住宅の整備というところよりは、前回の議会等でもお答えしましたとおり、例えば住宅の借上げ制度の導入であるとか、もしくはセーフティーネット住宅への加入、そのようなものを考えながら、住宅困窮者の方々への住宅の提供という部分も含ん——含めて検討を進めてまいりたいと考えているところです。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 手っ取り早く。URとの協議はどのよう——進んでますか。

○佐藤委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 お答えいたします。URさんとの協議につきましては、前報告させていただいたとおりでございますが、現在、貸付けについていろいろお問合せをさせていただいたところではございます。その中でも1つずつの——1戸ずつの貸出し、また1棟丸ごとの貸出しというものは厳しいというお話がございまして、10戸または30戸といったような、ある程度まとまった形での貸出しであれば可能というような御返事をいただいております。しかしながら、このような状態での借入れを行った場合に、借上料と住宅使用料のバランスに差異が生じることも懸念されているところでございます。また、さらには、UR都市機構さんの市内の住宅におきましても、先ほどもちょっと触れましたが、高齢者の方々には厳しいような条件——エレベーターやエスカレーター等はございません。そのような課題、または修繕費に関する課題等も多くございまして、さらなる検討が必要であると考えているところでございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろ入居に対しても要件があるし、单身の方の申込みが複数あったということもあって、そういう意味では、それこそ若手——若い人たちに取手市に住んでほしいという、そういう一方ではまちづくりというか、重点施策にも挙がっていると思うんですけども、結局受け入れるところがない、入れるところがない、住めるところがないというところが、この辺、現状として出てんじゃないかなあと思うんですよね。今回、一貫して取り上げてきた家賃補助制度、せめていろいろ——URですとか、それこそ民間アパートだとかという、そういう空きスペースはあるわけで——空き部屋はあるわけで、せめて丸ごと借りることができる——できないとなれば、やっぱり家賃補助制度をしっかりと立ち上げて……

〔前野議会事務局長ベルを2回鳴らす〕

○遠山委員 (続) やるしかないのかなというふうに改めて考——受け——考えているんですけど、その辺いかがですか。

○佐藤委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 お答えいたします。委員ご指摘のとおり、先ほどもちょっと繰り返してしまっていますが、箱物の整備というよりはソフト面での整備という形で住宅補助制度の立ち上げ、もしくはセーフティーネット住宅といったような民間業者さんとの連携等も踏まえて、今後、市に見合った住宅制度のほうも確立していければなと考えております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 是非検討していただきたいなというふうに思う。今回、副市長お二人参加されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。——答弁はいいやね。以上です。

○佐藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 なしと認めます。これで認定第1号のうち、土木費について質疑を打ち切ります。

13時30分まで休憩いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

午後 0時27分休憩

午後 1時30分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会としての総括質疑事項確定のため、委員間討議を行います。まずは、総括質疑を行うべき項目を各委員会を——もとい、各委員から出していただきます。その項目についての詳細な内容、総括質疑項目の確定等については、項目を出していただいた後に休憩して協議をいたします。また、8月9日の委員会で決定されたとおり、この委員間討議で出していただいた項目のうち、副委員長による総括質疑として取り上げられなかった内容で総括質疑の希望がある場合には、委員のうち各会派代表者による総括質疑が認められております。このため、この後の委員間討議の中で出されなかった事項や副委員長が総括質疑を行う事項については、各会派代表者による総括質疑は認められません。その点を踏まえた上で委員間の討議をお願いいたします。

それでは、先週と本日の審査を通じて、副委員長が代表して総括を——質疑を行うべき項目はございませんか。——先ほどは画面に、昨年度の決算の委員会での副委員長による代表総括質疑事項の例をここへ出していただきました。このような形で副委員長に質疑をしていただきましたけれども、今年度も昨年の流れを受けた形で同様にやるのがよろしいかと思っただけの今回の流れになっておりますので、やっぱり初めて委員会入ってやることでもあるし、分からないところもあるので、委員の皆さんは遠慮なく思ったことを発言していただきながら、それをみんなでまとめていくような作業でもいいのかなと思っておりますので、分からないことがあれば、私とか副委員長また事務局に聞いていただきながらやって進めさせていただければと思います。皆さんの中で今この総括質疑に向けての考え方で項目を出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんか。

山野井副委員長。

○山野井委員 すみません、事務局に確認なんですけども、昨年度、副委員長が質疑した内容を今確認——見させていただいたんですが、これは本決算委員会で質疑された内容——全てその内容をもう一度質疑してるという内容になるんでしょうか。

○佐藤委員長 事務局のほうで——これ休憩しないでそのまま進んでいいですか。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局補佐 議会事務局の小笠原です。こちらにつきましては、初日・2日目で質疑した内容及び昨年度は7月に様々な委員会としての調査・現場視察等をやっているんですけども、その時の項目も含まれているような状況でございます。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 ちょっと質疑の在り方としては、重要な項目を決算委員会でやはり質疑通告をしてきちっと質疑をするという中で、再度質疑をするということになると——なって

も同じ答弁が返ってくると思うんですが、そういうことはなかったですか。——既に本委員会で質疑をして——したものを再度もう一回質疑をするとすると、同じような質疑・答弁にならないかということです。

○佐藤委員長 小笠原補佐のほうで。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 質疑を——昨年度の話ですけども、質疑等を出したりとか調査をした中で、その中でもさらに市に求めていくような重要と思われるものについて、総括質疑として改めて副委員長のほう——委員会としてまとめた上で副委員長にやっていただいたような形なので、かぶっていた同じような答弁になっていた部分というのは、少なからずあったのかなとは思いますが、同じような形で重要と思うところを委員会として表明——副委員長の総括質疑として質疑をしたという形になると思われま。

○佐藤委員長 ありがとうございます。また前回、副委員長の立場で今ちょうど傍聴してくださってる根岸さんおられますが、何かこう——委員外——委員外は私から言うのも、昨日もじゃああれなんで……

〔「休憩していいですよ」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 (続) どんなふうに行ったかという、ちょっと参考の例として委員外議員としてちょっとお聞きしたいんですけど、皆さんの同意をいただかなきゃいけないので。

委員外議員の発言を認めることに賛成の委員は、挙手していただいてよろしいですか。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 じゃあ全員賛成で。どんな流れで行ったかというところをお聞きできればと思います。——どんなふうに行ったかと。

○小笠原議会事務局長補佐 委員外議員の出席を求めますということで、一応、宣言していただきます。

○佐藤委員長 委員外議員の発言を求めます。

根岸さん。

○根岸委員外議員 根岸です。発言の機会をいただきありがとうございます。昨年度の進め方なんですけれども、今、山野井副委員長のほうから、同じ繰り返し——質疑に対しての答弁が繰り返しになるのではないかというお話だったんですけども、そういうこともあったんですが、私たちは昨年度は決議案を念頭に置きながら、決議として出す想定をしながら、その項目に対してもう一度質疑をする。そして1日・2日目は担当課——部長までの答弁だったので、それを市長にもう一度問うという形で——その質疑——1日目・2日目の質疑を聞いた上で、さらにここをもう少し聞いたほうがいいのではないかとということも盛り込んだ上で総括質疑をまとめたという記憶でございます。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員外議員の発言が終わりました。

これから、根岸委員外議員に対する質疑を行います。質疑ございませんか。——今、分からないところでお聞きしたいこと、今の流れを、前回やったときの流れを御報告してくださったんですけど、それに対して何かこう分からない点とか、根岸さんに確認したいところがあればなんですが、特にございませんか。——それではなしと認めます。これで根

岸委員外議員の質疑を打ち切ります。根岸委員外議員、ありがとうございました。

今から、例えば今挙げていただくという中身は、必ずしもその後にもう一回諮って、副委員長による代表質疑をしてもらうか、してもらわないかということも決めなきゃいけないので、今回の——1日半やりましたけれども、その委員会の中での質疑とか、さらには今回までに、8月9日に事務事業シートで2班に分けて勉強を——皆さんでいろいろ掘り下げて勉強してきたことの中で、この2日間の質疑も含めて、これはというところで何かこう——総括質疑案として、ここは御自身がこう思うとかいうところがあれば、そういうところを挙げていただきたいと。基本的には、例えば執行部に質疑をしていただいた際に、課——担当部署のレベルの中でしかお答えができなかったことで、それをもう少し掘り下げて市長の考え方までお聞きするような部分で、答弁がそこではちょっと足りなかったんじゃないかなと思うようなところがあれば、そういったところを挙げていただいて、総括質疑に移していただくという方法もあるんだとは思いますが、同じ答弁にも重複する部分もあるかもしれませんけれども、市長に答えてもらわなきゃいけない——いけないという部分もあると思うんですが、これが委員会で、今何個かこう抽出していただいて、場合によっては会派ごとに必要だと思って、会派ごとの考えとしてやっていただくということもありだと思いますので、まずは委員の方お一人お一人に——事お考えを聞きながら抽出する——総括質疑案のシートにできる項目があるのか、また、自分で思った今の考え方でいいので述べていただければと思うんですけど、順を追って一人ずつ発言いただいてもよろしいでしょうか。——言ってる意味は分かりづらいですか。

〔「今聞いている人いるから、今言ってる人から聞いて」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

○佐藤委員長 長塚さん、何かこう感じていることがあれば述べていただいてもいいです。それは自由に、間違ってる、間違っていないとかないですから。

○長塚委員 中村市長に問う……。

○佐藤委員長 長塚委員——マイク使ってもらって。

○長塚委員 市長に問うという大きいくりで考えたときに、私は2人、山野井委員と遠山委員から出ている道路維持補修についてを挙げさせていただきます。山野井副委員長がすごく詳しくお話しされていて、正直、守谷よりも道路が半分なのに予算がかなり少ないというところに、まずちょっと正直びっくりした次第です。道路は、佐藤委員長も一般質問で道路をされていて、確かに取手市内、本当にどこも劣化して、それがもう毎日市民の方が利用される道路がそういった状態でどんどんどんどん遅れていくというのは、やっぱり景観的にも、市民の方の安全性とかという観点からも早急に進めるべき事業だなと思うので、そこはもう市長に対して、先ほどおっしゃられた未来創造プランというところでもしっかりここは入っているところなので、次年度の予算に向けてちょっと提言という意味でも質疑してもいいのかなと思いました。以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次は、岡口さん。

○岡口委員 岡口です。私も2点あるんですけども、8月9日の重点調査事項というところ

ころにあるものなんですけれども。まず1班が提案——調査したもので高齢者等移動支援事業、それとあと2班の教員の——学務の教員が少ないということで、教育委員会運営事業、教員不足が顕著な学校が存在するという事なんですけれども、教員不足に対応する予算を増やしてもらえたらなというふうな提言というか——したいなというふうに自分としては思いました。以上です。

○佐藤委員長 続きまして、関川委員。

○関川委員 私も強いて言うならば、やはり道路維持補修について。先ほど副委員長とも話してたんですけども、会派でもしかしたら出そうなんて話があったんですけど、こちらで出すと会派のあれがなくなっちゃうんですけど、でもこっちのほうが大きいくりでちゃんと質疑できると思うんで、私この件についてはいいと思います。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

遠山委員、お願いします。

○遠山委員 課題はいっぱいあるんだけど、強いて言うなら今、私は空き家問題。計画もつくって——本当に増えてるんでね。ちょっと一歩踏み出すような、後押しするような形で提言に結びつけられたらいいなというふうに思ってます。空き家問題ということで。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

古谷委員、お願いします。

○古谷委員 様々あると思うんですけども、給食費——給食のことについて、この異物混入について関川委員がおっしゃってましたけども、やっぱりその中で給食費無償化ということも御意見の中で出てましたけども、こどもまんなか社会という意味でも、そこは推し進めていく、これからの大きな議題なんじゃないかなというのは感じております。以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

久保田委員、お願いします。

○久保田委員 私もやはりいろいろ相談を受ける中で多いのは道路の補修のことと、やはり空き家——遠山さんおっしゃったように空き家がやっぱり多いので、そこを上げていただけたらなと思いました。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続いて、海東委員。

○海東委員 私のほうは、事業名からいきますと、結婚新生活支援事業についてにつきまして、いかがかなというところで考えておりました。今回、山野井副委員長と久保田委員も御質疑をされていらっしやってまして、これからの取手市に向けましては非常に大切な事業かなとも感じております。茨城県内では半数以上のところが——半数近くの自治体でこの事業は実施していなかったと思います。そういった中で取手市は実施に至っておりますので、やはり取手市の思いというのはここに現れているのではないかなと感じているところであります。2名の委員も御質疑をされていらっしやってますので、ここは非常に大切なところかなと考えております。よろしく申し上げます。以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。私もほとんど一緒なんですけど、個人的には空き家の問題というのはちょっと、いろいろ深掘りして聞いていきたいな、または、今後改善していかな—もう早急に改善していかなきゃいけない問題だというふうにも考えてるんですが、委員会としては道路維持補修—維持管理ということで、市民生活に一番分かりやすく影響を及ぼすところですので、私もいろいろ要望もいただきますし、こちら改善されればいろんな面で市民への—の要望の改善にもなりますし、あとは実現可能でもあるのかなとも思いますんで、ちょっとその辺は深く突っ込んでいければいいかなと思いました。以上です

○佐藤委員長 ありがとうございます。

山野井委員。

○山野井委員 同じことなので遠慮したいと思います。

○佐藤委員長 今—6個ですかね。たくさん出ることもいいこととして絞っていくわけですし、その中で全員の同意が—同意というか総意がなけ—多数決とかやっていく中でなければ会派でやっていただくということにもなりますが、私は委員長の立場で質疑は今回しませんけども、一番最初の道路維持補修については、さっき長塚委員がおっしゃったような思いもあって、質疑させていただいた山野井委員—副委員長の考え方とかと同じで、質問—質疑—質問は一般質問させて、委員会の中はこのような形で理解してきたつもりなんですけども。財政の面から枠配分予算とかそういうのが決まっている中で、ある程度その部署ごとに挙げられる予算計上というのが限定されてる中で、いま一步もう踏み込まないと間に合わない時期と、やっぱり予算の関係がいろいろあるのかなとは思ってるので、この老朽化した道路維持補修には、やっぱりそれなりの新しい対応策も考えていかなきゃいけないし、令和6年度もう動いてるところがあるわけですから、そういうのを踏まえた上で次年度まで含めた—今回は令和5年の総括質疑ですから—ですけれども、ちょっと先も見て言えるところとしては同じ部分が、道路維持補修については挙げさせていただきたいなと思ってます。以上です。

あと何か—まだ、今、別に一つとは限らないので、あと何か気になるところで今までの経過で—山野井副委員長。

○山野井委員 たくさん増やしていただくのはありがたいんですけど、時間的余裕もないので、あしたの1時まででこれ6個も7個も果たして私できるかなと思いますので、1個ぐらいにさせていただけると。

○佐藤委員長 全部やるわけじゃないので、ここからまた絞るんですよ。挙げていただいた中で、一応、代表質疑—委員会としての代表質疑としてやっていただきたいものを…

〔「全部読み上げていただいて—一回読み上げて」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 (続) ここまで出た意見を通じて、これ先週と—1日目と今日と—2日目との審査を通じて、副委員長が代表して総括質疑を行うべき項目ということで今挙げさせていただきましたが、ほかにございませんか。—大丈夫ですか。

それでは今6項目挙げられましたので、1つ目が道路維持補修について、2つ目が高齢者の移動支援事業について、3つ目が教員の不足への対応について、そして4つ目が空き家の問題について、5つ目が給食費の無償化について、そして6つ目が結婚新生活支援事業についてという項目が挙げられました。それではこの後休憩して、ただいま挙げていただいた項目についての詳細や内容や総括質疑項目の確定等に関する協議を行います。

休憩します。

午後 1時53分休憩

午後 2時40分開議

○佐藤委員長 再開します。

それでは休憩中の協議内容を踏まえ、山野井委員から、委員会としての総括質疑事項の確定のための発言を願います。

山野井委員。

○山野井委員 山野井でございます。協議の結果、私が副委員長として総括を行う項目について御説明します。まず一つ目が道路の維持補修について。そして次に、教員不足への対応について。そして最後に、結婚新生活支援事業について。この3点を総括質疑させていただきます。よろしくお願ひします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。ただいま委員会としての総括質疑事項を発言いただきました。委員から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 なしと認めます。これで委員会としての総括質疑事項確定のための委員間討議を打ち切ります。

ここで私から申し上げます。明日9月18日に総括質疑、委員間討議、討論・採決まで行った後、本日までの決算審査や明日行われます総括質疑、さらには、これまで行ってきた委員会での調査の内容を踏まえ、令和7年度一般会計予算編成に向け、委員会として市に対して提言すべき事項があるか委員間で討議をしてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたします。

そのほか委員から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 事務局から何かございませんか。大丈夫ですか。——それではこれで一般会計予算・決算審査特別委員会を散会します。

午後 2時44分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長 _____

○委員会記録における発言訂正箇所

◆ P 41 26 行目 青色部分を「県を通じて違反者を告発する」に訂正

速報版・未校正